

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
1	全般	①1	すべての障害者が、「障害」のない人と等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしい生活を保障されることが必要です。合理的配慮が健常者から「障害」者への一方的な心くばりをしてあげるというような行動として受けとめられないようにするために、現在の障害者基本法や、障害者差別解消法だけでなく、障害者権利条約の理念を十分に反映したものとなることが重要だと考えます。	ご意見のとおり、合理的な配慮の考え方は重要なものと認識しています。 条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
2	全般	①1	障害の有無にかかわらず、すべての人が等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が守られ生活することが保障される社会が必要があります。そのためにも、現在の障害者基本法や、障害者差別解消法だけでなく、障害者権利条約の理念を十分に反映したものにして頂きたい。具体的には、健常者から「障害」がある方への一方的な心くばりをしてあげるというような考え方や行動として受け止められないようにすること、すべての人が過ごしやすく、障害の有無にかかわらず共に生活していくける合理的配慮を考えていくことが大切です。そのためにも、障害者差別解消法の不十分な点を十分に検討し、それを補うものとなることが重要であると考えます	ご意見のとおり、合理的な配慮の考え方は重要なものと認識しています。 条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
3	全般	①1	すべての障害者が、「障害」のない人と等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしい生活を保障されることが必要です。合理的配慮が健常者から「障害」者への一方的な心くばりをしてあげるというような行動として受けとめられないようにするために、現在の障害者基本法や、障害者差別解消法だけでなく、障害者権利条約の理念を十分に反映したものとなることが必要です。そのうえで、障害者差別解消法の不十分な点を検討し、それを補うものとなることが重要だと考えます。	ご意見のとおり、合理的な配慮の考え方は重要なものと認識しています。 条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
4	全般	①1	すべての障害者が、「障害」のない人と等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしい生活を保障されることが必要です。合理的配慮が健常者から「障害」者への一方的な心くばりをしてあげるというような行動として受けとめられないようにするために、現在の障害者基本法や、障害者差別解消法だけでなく、障害者権利条約の理念を十分に反映したものとなることが必要です。そのうえで、障害者差別解消法の不十分な点を検討し、それを補うものとなることが重要だと考えます。	ご意見のとおり、合理的な配慮の考え方は重要なものと認識しています。 条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
5	全般	①1	表題の条例案全般について、意見を述べさせていただきます。 「障害」のない人と同様に、すべての障害者は 基本人権が保障される個人であることは言うまでもありません。そして、その尊厳にふさわしい生活が保障されることが必要です。また、障害者への合理的配慮が「障害」のない人からの一方的な心配り、「してあげる」というような「上から目線」の行動と受け止められないようにしていくため、現行の障害者基本法や障害者差別解消法だけではなく、障害者権利条約の理念を十分に反映したものとしていくことが必要です。そのうえで、障害者差別解消法の不十分な点を再検討し、必要な点や不足している点を補うことが重要であると考えます。以上、どうぞよろしくお願ひいたします。	ご意見のとおり、合理的な配慮の考え方は重要なものと認識しています。 条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
6	全般	①1	健常者からの合理的配慮が、「障害」者への一方的な心くばりと受けとめられないようにするために、障害者権利条約の理念を十分に反映しながら、障害者差別解消法の不十分な点を検討し、それを補うものとなることが重要だと考えます。	ご意見のとおり、合理的な配慮の考え方は重要なものと認識しています。 条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
7	全般	①2	この条例では、「合理的配慮」とは語句にせず、「合理的な変更及び調整」として語句にして頂きたい。 その理由としては、「合理的配慮」は、健常者側から障害者側への一方的な心配りや配慮をしてあげるという対等性に欠ける上から目線の行動として誤解されることが充分予測され、三重県における条例では、法律用語である「合理的配慮」という語句は敢えて用いず、代わりに「合理的な変更及び調整」を語句として用いて頂き、この表現を三重県の条例から全国に発信してもらいたい。	委員会においては、障害者基本法等において「合理的な配慮」が使用されている現状に鑑み、法律の用語との混乱を避け、法律と条例との一體的な運用が図られるよう、「合理的な配慮」を使用しています。 その上で、条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
8	全般	①2	この条例では、「合理的配慮」とは語句にせず、「合理的な変更及び調整」として語句にして頂きたい。 その理由としては、「合理的配慮」は、健常者側から障害者側への一方的な心配りや配慮をしてあげるという対等性に欠ける上から目線の行動として誤解されることが充分予測され、三重県における条例では、法律用語である「合理的配慮」という語句は敢えて用いず、代わりに「合理的な変更及び調整」を語句として用いて頂き、この表現を三重県の条例から全国に発信してもらいたい。	委員会においては、障害者基本法等において「合理的な配慮」が使用されている現状に鑑み、法律の用語との混乱を避け、法律と条例との一體的な運用が図られるよう、「合理的な配慮」を使用しています。 その上で、条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
9	全般	①2	この条例では、「合理的配慮」とは語句や表記にせず、「合理的な変更及び調整」として語句にして頂きたい。 その理由としては、「合理的配慮」は、健常者側から障害者側への一方的な心配りや配慮をしてあげるという対等性に欠ける上から目線の行動として誤解されることが充分予測され、三重県における条例では、法律用語である「合理的配慮」という語句は敢えて用いず、代わりに「合理的な変更及び調整」を語句や表記として用いて頂き、この表現を三重県の条例から是非とも全国に発信してもらいたい。	委員会においては、障害者基本法等において「合理的な配慮」が使用されている現状に鑑み、法律の用語との混乱を避け、法律と条例との一體的な運用が図られるよう、「合理的な配慮」を使用しています。 その上で、条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
10	全般	①2	「合理的な配慮」について 「配慮」という言葉からは、「変更及び調整」というこの用語が指す実質的なイメージが沸きにくい。そのため、そのまま「合理的な変更及び調整」としたほうがよい。あるいは、「配慮(変更及び調整)」などもよい。	委員会においては、障害者基本法等において「合理的な配慮」が使用されている現状に鑑み、法律の用語との混乱を避け、法律と条例との一体的な運用が図られるよう、「合理的な配慮」を使用しています。 その上で、条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別的取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
11	全般	①3	「障害者」という表現について タイトルなど短文で表記する場合は「障害者」と表現することも仕方がないとは思いますが、条文においては「障害のある人」という表現を使用していただきたいと思います 誰でも障害のある状態になる可能性があり、別の生き物であるかのような「〇〇者」という表現は良くないと想います また障害のある人個人に責任があるような「個人モデル」にも近い「属性と人格の結合」表現であることは良くないと思います 私は「個人モデル」に対抗する「社会モデル」の表現として「被差別・被障害の立場」と表現しています 社会から差別され、社会的要請を叶えられない者(デスオーダー)と蔑まれ、社会的障壁に阻まれ(ハンデキャップ)てきた立場としては「社会の側が障壁を取り除くべきである」ということを強く訴えるために短文の場合のみ「被障害者」ならまだ由(よし)とします 「社会モデル」の説明の中に「まず人である。その人には何らかの障害がある」という定義が推奨されました。日本語としては「障害のある人」となりました。「障害者」より「障害のある人」と表現した方が優しい響きでもあると思います(条文は必ずしも固い表現であるべきという規定は無いと思います)。「障害のある人を理解して」などと無理なことを言うよりは(他者を理解するなどと言うことは不可能であり、おこがましいことです)「障害のある人」と人格を尊重した表現に変えて行く方がより実践的な社会変革になると思います	条例案では、障害者基本法や障害者差別解消法等の現行法制との整合性の観点から、「障がい者」という用語を用い、その定義として、これらの法律における「障害者」と同一の概念によることとしています。
12	全般	①4	「障がい」の表記については、障害の社会モデルの理解を深める観点からも、個人モデルにもとづく「障がい」や「障がい者」とするのではなく、「障害」とすべき。 県では、公用文において、「障がい」の表記を用いることとしており、条例においても同様の取扱いとしていることから、「障がい」、「障がい者」と表記するとしているのは、「社会モデル」の考え方の理解を深めるという条例の趣旨と矛盾している。この条例から、障害表記についての議論を深め、県の公用文においても、障害とすべきである。	「障がい」の表記については、県の方針に基づき、法令等に基づく制度などで漢字表記が使用されている場合などを除き、「障がい」を使用しています。
13	全般	①4	「障がい」の表記については、障害の社会モデルの理解を深める観点からも、個人モデルにもとづく「障がい」や「障がい者」とするのではなく、「障害」とすべき。 県では、公用文において、「障がい」の表記を用いることとしており、条例においても同様の取扱いとしていることから、「障がい」、「障がい者」と表記するとしているのは、「社会モデル」の考え方の理解を深めるという条例の趣旨と矛盾している。この条例から、障害表記についての議論を深め、県の公用文においても、障害とすべきである。	「障がい」の表記については、県の方針に基づき、法令等に基づく制度などで漢字表記が使用されている場合などを除き、「障がい」を使用しています。
14	全般	①4	「障がい」という表記を、「障害」に戻すべきである。 三重県では「障がい」という表記を使っていることを承知している。それは障害を医学モデルで捉え、個人にあると考えるから「害」ではないということ、「がい」を使っていなかったのか。 しかし、この条例では、基本理念として、障害を社会モデルで捉える考え方が伺える。社会モデルで捉えたとき、障害は社会が改めるべき「害悪」である。この条例制定を機に、県として、障害の表記の再考のきっかけにすべきだと考える。	「障がい」の表記については、県の方針に基づき、法令等に基づく制度などで漢字表記が使用されている場合などを除き、「障がい」を使用しています。
15	全般	①4	全体で使用されている「障がい」という表記は使用せず 「障害」という表記を使用すべきである 「がい」と平仮名表記をする理由は「障害のある人は害ではない」ということであるとは思うが、その「個人に責任がある・無い」という考え方方は「個人モデル」でしかない 障害者権利条約が批准され「個人モデル・医学モデルから社会モデルへの変革を行う」ことを法律や条令でも遵守する 以上、個人モデルの表現は止めるべきである 特に「前文」において「社会モデルの考え方を基本としている」と謳っている以上、それと矛盾する「個人モデルの表現」を使用することは間違っている 音で聞いた時には何ら違ひはないし、言葉遊びとの批判も出ている以上、条例に書いてしまうことは止めるべきである	「障がい」の表記については、県の方針に基づき、法令等に基づく制度などで漢字表記が使用されている場合などを除き、「障がい」を使用しています。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
16	全般	①4	<p>条例案で、「障がい」と「障害」が使用されていることについて、障害の表記を「障害」で統一することが望ましいと考えます。以下、理由を述べます。</p> <p>1. 「社会モデル」の考え方と矛盾し容認できない。</p> <p>条例案では、条例案制定の背景として、障害者の権利に関する条約が「社会モデルの考え方を基本としている」とを挙げている。条例案における障害の理解が「社会モデル」に依拠しているにも関わらず、障害を「障がい」と表現することは「社会モデル」の意味するものを曖昧にし、解決すべき「障害」を社会モデルで理解することの妨げとなる。</p> <p>2. 「社会モデル」の理解から、漢字表記「障害」を使用する当事者が多い。</p> <p>表記については、三重県がHP「障がい者」の表記に改めますにおいて、「『害』という漢字の使用を不快に思うとの主張がある一方で、漢字かひらがなかという議論自体を無意味あるいは不快に思うといった意見など、県民、県内外の団体などにもさまざまな議論があります」と述べているように、当事者の間でひらがな表記が強く支持されている状況ではない。現在でも当事者団体では、漢字表記を使用しているところが多く、こうした当事者の考え方を尊重して欲しい。</p> <p>3. 法、制度、団体名など「障害」使用が多く、同一文内に、「障害」と「障がい」が混在しており、混乱する。</p> <p>こうした表記の混在は、現場での混乱を招き、「障害」理解にプラスにならない。「障害」「障がい」の使い分けに力を費やすのではなく、障害の「社会モデル」の理解を促し、その具体的な解決にこそ豊かな議論を喚起して欲しい。</p> <p>4. 「障害」と「障がい」の使い分けの基準に曖昧な部分があり混乱する。</p> <p>三重県HP「障がい者」の表記に改めますの「3 具体的な表記例」において、「なお、次のような場合は、漢字表記で差し支えないと考えられます。」として挙げられた例に「交通事故の後遺症による高次脳機能障害の話題が出た」とあります。</p> <p>にもかかわらず、条例案の「(定義)第二条」において「4ー 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)」とあり、「高次脳機能障害」が、「高次脳機能障がい」と表記されているのはなぜか。</p> <p>こうした使い分けは、いたずらに混乱を招くのではないか。</p> <p>【参考】三重県がHP「障がい者」の表記に改めます http://www.pref.mie.lg.jp/KENKIKA/SOGOH/23460023167.htm</p>	<p>「障がい」の表記については、県の方針に基づき、法令等に基づく制度などで漢字表記が使用されている場合などを除き、ひらがな表記を使用しています。</p> <p>なお、「高次脳機能障がい」については、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」において、ひらがな表記とされていることから、条例案においても同様にひらがな表記としています。</p>
17	全般	①5	障がい者の家族への支援について弱いと感じる。家族は社会的参画や、就労継続がかなわず貧困状況に陥ることもあり、孤立する状況にある。他の先進国からみても、日本の支援や社会的理縫は非常に遅れている。前文・条文への記載が必要と考える。	<p>障がいを理由とする差別等に直面することにより、障がい当事者だけではなく、障がい当事者のご家族も苦しんでおられる状況があり、ご家族を含め、権利侵害の防止等を図ることは重要な課題であると認識しています。</p> <p>条例案では、前文において、障がい者とその家族も様々な差別に直面している状況が存在することを明記しています。</p> <p>また、障がい者のご家族に対する支援については、障害者基本法第23条第2項の規定に基づき、三重県として適切な支援が行われるよう、議会として求めてまいります。</p>
18	全般	①6	<p>1. 条例案の前文でも触れられてはいるが、「障がい者」が暮らしやすい社会を作ることは、「どの人」、「すべての人」にとっても暮らしやすい社会を作ることをもっと各条文も強調しておきたい。</p> <p>それによって自分たちがこの条例の「当事者」あるいは「受益者」と受け止める人が多くなることで、ハードウェア(設備等)や制度等さらには意識も含めた社会の改革に必要なコストや努力が、自分たちに「必要なもの」、「自分たちのためのもの」として意識され、理解されやすくなるであろう。</p> <p>現状の条文では「障がい者」と健常者が異なる立場や境遇にあると強調されてしまっているようにも受けとれるところが気になる。</p> <p>すなわち、健常者、理解者が、障がい者に対して「何かする」ための様々なことを規定している条例と見らてしまうのである。そうではなく、すべての県民が自分たちのために努力することを宣言し、行動する起点とでもいうものにしたい。</p> <p>2. 表記が全体として難しい。この法令が知的障がいを持つ人たち自身にも読まれ、理解され、さらには意思表明や要求の根拠として「利用」されるためにもっと平易な表記にしておく必要がある。(二十八条でも触れられているが、この条例そのものをもっと平易な表現にすべきと思われる)</p>	<p>1については、ご意見のとおり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することは、全ての県民のためになることだと認識しており、その趣旨は、題名、前文、目的規定(第1条)等で表していますが、いただいたご意見を踏まえ、その趣旨が明確になるよう、前文の文言や表現を修正します。</p> <p>2については、いただいたご意見を踏まえ、前文について、分かりやすい文言や表現に修正します。また、本条例の内容について理解していただけるよう、適切な啓発活動等が図られるものと考えています。</p>
19	全般	②1	紛争解決後の全体化(?)バリアフリー化など…期待されます。 アメリカのADA法は、施行後、非常な速さで社会変革を果たし、寄与しました。マイノリティグループと言われる人たちの社会的な力は、日本でも数値で近年、表されています。 どうぞ、この条例が、県議会で承認されることをお祈り申し上げます。	ご意見ありがとうございます。引き続き、委員会として本条例の制定に向けた取組を進めてまいります。
20	全般	②2	「社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める」ことは、社会モデルにもとづいた条例であることを明確にし、障害者差別解消法の趣旨とも合致している。このことは必ず条文で謹い、全国の各自治体へも発信してもらいたい	本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行っていきます。
21	全般	②2	「社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める」ことは、社会モデルにもとづいた条例であることを明確にし、障害者差別解消法の趣旨とも合致している。このことは必ず条文で謹い、全国の各自治体へも発信してもらいたい	本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行っていきます。
22	全般	②2	「社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める」ことは、社会モデルにもとづいた条例であることを明確に示しており、全国の各自治体への波及を期待する。	本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行っていきます。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
23	全般	②③	障がい者差別に関する相談体制や紛争の解決を図る体制の具現化を目指すことは大切なことだと思います。すべての県民が、障がいの有無にかかわらず、暮らしやすい社会を目指していくために、差別がどのようなもので、差別が起こったときにどのような対応をしていくべきなのかを明確にすることは必要です。対処法だけでなく、差別を許さない心を育てる事、すべての人が、基本的人権をもつ個人として大切にされることが必要です。制度や施設等の環境を整え、差別や偏見のない心を育てる等の心の環境を整える取り組みを推進してほしいです。	いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行っていきます。
24	全般	②③	<p>「障害」という言葉を「障がい」と表記することについて、人権に配慮したものであるということは以前から知っているつもりです。いわゆる「障害」当事者が不快に感じるという訴えにより、人権関係の団体がその表記の見直しに取り組んだと聞いています。しかし、「障害」をICFの概念「社会モデルとして捉えた社会の側にある障壁のこと」で説明するなら、当事者のことを示す言葉ではないと言えます。また、「障がい」と書き換えたとしても、「差し障り」の「障り」自体にも既に「妨げや害になる」という意味があるため、「しようがい」とすべてひらがな表記をしている例もあります。しかし、そうした配慮はむしろ、医学モデルとしての「障害」を追認しているものであり、「障害はその人自身ではなく社会との関係性である」ことを学校教育や社会啓発をもとと推進して広く認知されるように努力する方が急務であり、大切なことでしょうか。そのような意味でも、本条例がめざす「共に暮らしやすい三重県」の実現のためにも、条例を遵守するには「社会モデル」の考え方に基づいた言動・態度が備わっている必要があり、8ページに「理解を深める施策と一緒に…と述べられていることを確実に遂行していただきたいと思います。ぜひインクルーシブ教育の推進を各学校へ推し進めていただきたいと思います。</p> <p>このような思いに至った理由を簡単に述べます。3月に行われたヒューリアみえの報告会にて、2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の実効性を県内の各自治体が高めているかについての調査結果を報告されました。3つの「差別解消法」のうち、一番早く施行されたことだけではなく、部落問題よりも取り上げやすい人権課題であるという意識もあってか、「障害者差別解消法」が3法のうち一番、職員への周知や、県民への啓発が進んでいましたがそれでも十分な取り組みとはほど遠く、さらに各市より各町の取り組みは立ち後れていることが明白でした。せっかく良い法律や良い条例ができても、その周知や施策が不十分であるなら、当事者にとって、もどかしく悔しい思いを抱かせてしまいます。</p> <p>また、社会参加についても以下のように考えます。「障害」者の就労については法定雇用率2%の達成が目標とされます。一方、学校現場で「困り感」を持つ子どもたちは調査にもあります6%超だとされています。そうした人たちが就労の機会を2%との隔たりの中、阻まれるとしたら、問題です。2%であれば、50名以上の従業員数の比較的大企業のみが対象となり、大部分の中小企業では「障害」者雇用促進という認識は希薄になります。そこで、隣の県の例ですが、今年4月から非常勤ながら、重度の「障害」者の方が愛知県立港特別支援学校にて働いてみえます。一般企業への意識向上や啓発の観点から、公務員(教職員含む)の職場での「障害」者雇用を積極的に推進して、この条例の施行をより強固なものにしていただきたいと思います。条例案にはこうした具体案は示しにくいとは思いますが、より、踏み込んだ取り組みを促す表現を加えて、具体的な、実効性のあるものにしていってほしいと願っています。</p> <p>当事者が調整委員会等の一員に入ることは「当事者主義」の観点からも不可欠であり、必ずその方向性はなくさないでください。</p>	いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行っていきます。
25	全般	②③	<p>このたびは、条例案を作成していただきありがとうございます。かねてから、条例を要望していた障害者当事者、またその関係者として大きな前進として喜んでおります。</p> <p>◎全般として</p> <p>一番考えていただきたいのは、「障害者解消法」「合理的配慮」の周知がどれくらいされているかを県単位できちんと調べていただきたいこと。</p> <p>行政はもちろんですが、大きな企業から、小さな企業まで、また教育関係者、関連している機関、何より障害当事者、家族などの関係者。何%の方が理解してもらっていますか。</p> <p>先日の県庁における多機能トイレ設置にかかる一件はどうなんでしょう。行政においても、まだまだ障害者差別解消法が理解、意識されていないことが顕著になりました。</p> <p>たまたま当事者が遭遇し、団体からきちんと申し入れをしたため、取り上げてもらいましたが、もし個人であつたら、泣き寝入りとなっていたでしょう。どこに申し入れしたらいいのかわからぬでしょう。それ以前に、不便でも仕方ないとあきらめたでしょう。そういう人を減らすために、自分たちが社会の一員として認知されているという自信につながるように考えていただきたい。そのためには、もっと解消法や条例(案)について、行政等がきちんと理解し、県民全体が周知理解してくれるよう、大体的に啓発していただきたい。</p>	いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行っていきます。
26	全般	①②⑧ ②③	<p>障がいのある子・者・その保護者等の関係者が相談をするとき、まずは相談をするということに大きな労力を求められます。</p> <p>相談をしなければいけないような状況を作り出さないように、障がいのある方たちとかかわりの深い機関はまずは自ら法令・条例等の理念や内容を理解するように動いてください。</p> <p>また相談をしてもそこで導き出される助言はほとんどが障がい者当事者のためではなく、相談先である行政機関・地方独立行政法人・事業者その相談機関の職員等の資質(価値観)に近いものになります。</p> <p>今までのような医学的モデルではなく社会的モデルといった教育をきちんと関係各所に徹底してください。</p> <p>この条例が形だけのものにならないよう、機会を作り周知徹底してほしいと思います。</p> <p>混ぜはそこからです。</p> <p>それは障がい当事者だけでなく健常者と呼ばれる方々も含めすべての県民への持続した啓蒙活動も併せてお願いします。</p> <p>社会的障壁の除去・合理的配慮義務は、公的機関だけでなく民間企業にも義務を課してください。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行っていきます。</p> <p>合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。</p> <p>こうしたご意見や合理的配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的配慮の提供が円滑に行われるようになっています。</p>

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
27	題名	①7	条例名として、特別委員会名同様『障害者差別解消条例』が望ましい。 『障害者権利条約』『障害者基本法』を具現化するために、『障害者差別解消法』の不十分さを補うための条例との位置づけを明確にするには、この条例名ではその趣旨がぼやける。 不可能な場合でも、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』を『障害者差別解消法』と略する如く、せめて略称(通称)は『障害者差別解消条例』とするべきである。	題名については、「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的を踏まえ、また、条例が県民全てにとってのものであることを明確にするため、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」という名称としています。
28	前文	①8	広く県民が理解しやすい文言、文調表現にしていただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、前文について、分かりやすい文言や表現に修正します。
29	前文	①9	「また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がいに基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置を講じることを定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整を行うことであることを明らかにした。」とあるが、一文が長く、合理的配慮とは、と続くことで、何を言いたいのかが不明確となり、多くの県民は、混乱すると思われる。一文のセンテンスを短くし、合理的配慮とはという一文は、別の一文とした方がよい	いただいたご意見を踏まえ、合理的配慮の内容が明確になるよう、文言や表現を修正します。
30	前文	①9	「また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がいに基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置を講じることを定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整を行うことであることを明らかにした。」とあるが、一文が長く、合理的配慮とは、と続くことで、何を言いたいのかが不明確となり、多くの県民は、混乱すると思われる。一文のセンテンスを短くし、合理的配慮とはという一文は、別の一文とした方がよい	いただいたご意見を踏まえ、合理的配慮の内容が明確になるよう、文言や表現を修正します。
31	前文	①10	「障がい者及びその家族は、障がい者の生活を主として支える者の死亡その他の事情により、障がい者が地域において自らの選択に応じ日常生活及び社会生活を営むことに支障が生じることへの不安を抱えている状況にある」とある。 障害者に関してはなぜ障害者とその家族がと一対のものとして、書かれるのか。 全ての者が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、その尊厳が重んじられる社会の実現が重要であり、求められている。 にもかかわらず、前文でこのような内容を盛り込むことは、障害者を生んだ親やその家族に責任があるような印象を広く県民に抱かせるとともに、親や家族に対して、障害のある本人を扶養し、または養育していく義務や責任が健常者と言われる者以上にあるような印象を与えるとともに、そのことを県が推奨しているような印象を受けるので、削除すべき。	障がいを理由とする差別等に直面することにより、障がい当事者だけではなく、障がい当事者のご家族も苦しんでおられる状況があり、ご家族を含め、権利侵害の防止等を図ることは重要な課題であると認識しています。 ご意見をいただいた部分は、障がい当事者だけではなく、ご家族も生活上の不安を抱えている現状を課題として明らかにする趣旨で規定しています。 いただいたご意見を踏まえ、障がい者の家族に責任があるような印象を与えないように、文言や表現を修正します。
32	前文	①10	「障がい者及びその家族は、障がい者の生活を主として支える者の死亡その他の事情により、障がい者が地域において自らの選択に応じ日常生活及び社会生活を営むことに支障が生じることへの不安を抱えている状況にある」とある。 障害者に関してはなぜ障害者とその家族がと一対のものとして、書かれるのか。 全ての者が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、その尊厳が重んじられる社会の実現が重要であり、求められている。 にもかかわらず、前文でこのような内容を盛り込むことは、障害者を生んだ親やその家族に責任があるような印象を広く県民に抱かせるとともに、親や家族に対して、障害のある本人を扶養し、または養育していく義務や責任が健常者と言われる者以上にあるような印象を与えるとともに、そのことを県が推奨しているような印象を受けるので、削除すべき。	障がいを理由とする差別等に直面することにより、障がい当事者だけではなく、障がい当事者のご家族も苦しんでおられる状況があり、ご家族を含め、権利侵害の防止等を図ることは重要な課題であると認識しています。 ご意見をいただいた部分は、障がい当事者だけではなく、ご家族も生活上の不安を抱えている現状を課題として明らかにする趣旨で規定しています。 いただいたご意見を踏まえ、障がい者の家族に責任があるような印象を与えないように、文言や表現を修正します。
33	前文	①10	「障がい者及びその家族は、障がい者の生活を主として支える者の死亡その他の事情により、障がい者が地域において自らの選択に応じ日常生活及び社会生活を営むことに支障が生じることへの不安を抱えている状況にある」とあるが、なぜ障害者とその家族がと一対のものとして受け取れるように書かれるのか疑問を感じる。全ての者が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、その尊厳が重んじられる社会の実現が重要であり、求められているのであり、条文に特記する必要はないと考える。	障がいを理由とする差別等に直面することにより、障がい当事者だけではなく、障がい当事者のご家族も苦しんでおられる状況があり、ご家族を含め、権利侵害の防止等を図ることは重要な課題であると認識しています。 ご意見をいただいた部分は、障がい当事者だけではなく、ご家族も生活上の不安を抱えている現状を課題として明らかにする趣旨で規定しています。 いただいたご意見を踏まえ、障がい者の家族に責任があるような印象を与えないように、文言や表現を修正します。
34	前文	①10	前文中の 「加えて、障がい者及びその家族は、障がい者の生活を主として支える者の死亡その他の事情により、障がい者が地域において自らの選択に応じ日常生活及び社会生活を営むことに支障が生じることへの不安を抱えている状況にある。」を削除 この条例案の第1条で、「この条例は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、…(以下略)」と目的を定めていることは、前文でも触れられている『障害者権利条約』や『障害者基本法』の基本理念を踏まえていると思え、方向性がよくわかる。 にも関わらず、この記載では、障害者は家族の支えで生活することが前提になってしまい、障害がない人とは別の取り扱いになる。家族の有無に関係なく、障害者が地域において自らの選択に応じ日常生活及び社会生活を営むことができるようのことこそが条例の目的に合致すると考えるので、誤解を与える表現は削除すべきである。	障がいを理由とする差別等に直面することにより、障がい当事者だけではなく、障がい当事者のご家族も苦しんでおられる状況があり、ご家族を含め、権利侵害の防止等を図ることは重要な課題であると認識しています。 ご意見をいただいた部分は、障がい当事者だけではなく、ご家族も生活上の不安を抱えている現状を課題として明らかにする趣旨で規定しています。 いただいたご意見を踏まえ、障がい者の家族に責任があるような印象を与えないように、文言や表現を修正します。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
35	前文	①11	社会生活や日常生活を営むことの困難は、家族や親の存在の有無によって左右されるべきではなく、障害福祉サービスなどを含めた社会で障害者を支えていくための社会資源の不足であり、自己実現に向けた選択するに足りる十分な機会が奪われていることにある。 そのことを前文では記述すべきであり、三重県における状況に合致している。	いただいたご意見を踏まえ、社会全体で社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図っていく旨を明確にするよう、文言や表現を修正します。
36	前文	①11	社会生活や日常生活を営むことの困難は、家族や親の存在の有無によって左右されるべきではなく、障害福祉サービスなどを含めた社会で障害者を支えていくための社会資源の不足であり、自己実現に向けた選択するに足りる十分な機会が奪われていることにある。 そのことを前文では記述すべきであり、三重県における状況に合致している。	いただいたご意見を踏まえ、社会全体で社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図っていく旨を明確にするよう、文言や表現を修正します。
37	前文	①12	障がい者の自立及び社会参加を妨げている諸要因の解消を図ることが必要であるが、そのために、「県民が互いに支え合う心を育む」ことが必要としているが、支え合う心を育む必要があるのは、全ての人のためである。障害者の自立や社会参加の促進のためという誤った認識を与えるので、削除すべき。	ご意見のとおり、県民が互いに支え合うことは、全ての県民のためであり、誰もがともに暮らしやすい社会の実現のために必要なことと認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、その趣旨が明確になるよう、文言や表現を修正します。
38	前文	①12	障がい者の自立及び社会参加を妨げている諸要因の解消を図ることが必要であるが、そのために、「県民が互いに支え合う心を育む」ことが必要としているが、支え合う心を育む必要があるのは、全ての人のためである。障害者の自立や社会参加の促進のためという誤った認識を与えるので、削除すべき。	ご意見のとおり、県民が互いに支え合うことは、全ての県民のためであり、誰もがともに暮らしやすい社会の実現のために必要なことと認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、その趣旨が明確になるよう、文言や表現を修正します。
39	前文	①12	県民が互いに支え合う心を育むことは、障がい者の立場に立ってだけ取り組むものではない。全てのことにおいて大切なことであり、敢えて明文化する必要は無いと考える。	ご意見のとおり、県民が互いに支え合うことは、全ての県民のためであり、誰もがともに暮らしやすい社会の実現のために必要なことと認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、その趣旨が明確になるよう、文言や表現を修正します。
40	前文	①12	「県民が互いに支え合う心を育む」ことが必要としているが、支え合う心を育む必要があるのは、全ての人のためであると考える。故に敢えて条文に特記する必要はないと考える。	ご意見のとおり、県民が互いに支え合うことは、全ての県民のためであり、誰もがともに暮らしやすい社会の実現のために必要なことと認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、その趣旨が明確になるよう、文言や表現を修正します。
41	前文	①13	諸要因の解消はあるが、具体的に、障害を理由として差別することその他の障害者の権利利益を侵害する行為をなくすとともにという文言を追加し、よりわかりやすい表現とすべき。	いただいたご意見を踏まえ、障害を理由とする差別の解消を図る旨を追加します。
42	前文	①13	諸要因の解消はあるが、具体的に、障害を理由として差別することその他の障害者の権利利益を侵害する行為をなくすとともにという文言を追加し、よりわかりやすい表現とすべき。	いただいたご意見を踏まえ、障害を理由とする差別の解消を図る旨を追加します。
43	第1条関係 (目的)	①14	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策で一番基本となるのは、障害者権利条約が最も基本となるのであるので、京都府で制定されている「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」でも記されているように「障害者権利条約」を障害者基本法の前に追記し、羅列している法律や条例と相まって、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすべき。	ご意見のとおり、障害者権利条約は、我が国における障がい者に関する施策の実施に当たって重要なものであると認識しており、障害者権利条約における「社会モデル」や合理的配慮に関する重要な考え方について前文に明記しています。 障害者権利条約では、間接差別・関連差別を含むあらゆる形態の差別が禁止されていますが、条例案における差別の禁止については、間接差別・関連差別の禁止を定めることについて現状では課題があると考えられ、障害者差別解消法の考え方を基本としていることから、関係法令の例示としては、障害者差別解消法等を挙げています。 間接差別・関連差別については、今後、相談事例などを踏まえて条例案の第13条に基づく差別事例等の具体化が図されることなどを通じて、事例の集積が図られるものと考えています。
44	第1条関係 (目的)	①14	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策で一番基本となるのは、障害者権利条約が最も基本となるのであるので、京都府で制定されている「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」でも記されているように「障害者権利条約」を障害者基本法の前に追記し、羅列している法律や条例と相まって、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすべき。	ご意見のとおり、障害者権利条約は、我が国における障がい者に関する施策の実施に当たって重要なものであると認識しており、障害者権利条約における「社会モデル」や合理的配慮に関する重要な考え方について前文に明記しています。 障害者権利条約では、間接差別・関連差別を含むあらゆる形態の差別が禁止されていますが、条例案における差別の禁止については、間接差別・関連差別の禁止を定めることについて現状では課題があると考えられ、障害者差別解消法の考え方を基本としていることから、関係法令の例示としては、障害者差別解消法等を挙げています。 間接差別・関連差別については、今後、相談事例などを踏まえて条例案の第13条に基づく差別事例等の具体化が図されることなどを通じて、事例の集積が図られるものと考えています。
45	第1条関係 (目的)	①14	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策で最も基本となるのは、「障害者権利条約」であるので、障害者基本法の前に追記し、総合的に推進することを目的としてほしい。	ご意見のとおり、障害者権利条約は、我が国における障がい者に関する施策の実施に当たって重要なものであると認識しており、障害者権利条約における「社会モデル」や合理的配慮に関する重要な考え方について前文に明記しています。 障害者権利条約では、間接差別・関連差別を含むあらゆる形態の差別が禁止されていますが、条例案における差別の禁止については、間接差別・関連差別の禁止を定めることについて現状では課題があると考えられ、障害者差別解消法の考え方を基本としていることから、関係法令の例示としては、障害者差別解消法等を挙げています。 間接差別・関連差別については、今後、相談事例などを踏まえて条例案の第13条に基づく差別事例等の具体化が図されることなどを通じて、事例の集積が図られるものと考えています。
46	第1条関係 (目的)	①15	「相まって」を「補完・補強し」に修正 …障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)、障害を理由とする…おいて同じ。)と相まって、の部分は、国の法令と同等とするより、補完、補強する条例と位置づける方が、より共生社会の実現を図るための施策の推進が図れる。	「関係法令と相まって」については、法令の施策を具体的・補完するという意味も含まれると考えています。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
47	第1条関係 (目的)	②3	障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現や差別の解消に関する施策などに関し、基本理念を定めていることは評価できる。後退させないでほしい。	いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行っていきます。
48	第1条関係 (目的)	②3	障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現や差別の解消に関する施策などに関し、基本理念を定めていることは評価できる。後退させないでほしい。	いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行っていきます。
49	第2条関係 (定義)	①16	障害者、社会的障壁、合理的な配慮などについて定義することは良いが、「差別」の定義は必要。その際、これまで障害者差別解消法の相談窓口に寄せられた相談内容などを踏まえ、不当な差別的な取り扱いの禁止や合理的な配慮の不提供というだけに分類することのできない様々な事案もあることから、障害者差別解消法にそうかたちでの定義ではなく、県の条例として、独自の規定を設け、「不均等待遇」と「合理的配慮の不提供」を差別とし、それについての定義を明示すべき。	「不当な差別的取扱い」について、障害者差別解消法では、個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであることから、あらかじめ一律に定めることはされていません。他方で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)において、「不当な差別的取扱い」についての基本的な考え方方が明らかにされており、条例案においても同様の考え方を採用しています。 その上で、どのような行為が「不当な差別的取扱い」に当たるのかを分かりやすく周知するために、第13条において、様々な事業分野ごとに典型的な差別の形態や合理的な配慮の事例の具体化を図ることとしています。
50	第2条関係 (定義)	①16	障害者、社会的障壁、合理的な配慮などについて定義することは良いが、「差別」の定義は必要。その際、これまで障害者差別解消法の相談窓口に寄せられた相談内容などを踏まえ、不当な差別的な取り扱いの禁止や合理的な配慮の不提供というだけに分類することのできない様々な事案もあることから、障害者差別解消法にそうかたちでの定義ではなく、県の条例として、独自の規定を設け、「不均等待遇」と「合理的配慮の不提供」を差別とし、それについての定義を明示すべき。	「不当な差別的取扱い」について、障害者差別解消法では、個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであることから、あらかじめ一律に定めることはされていません。他方で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)において、「不当な差別的取扱い」についての基本的な考え方方が明らかにされており、条例案においても同様の考え方を採用しています。 その上で、どのような行為が「不当な差別的取扱い」に当たるのかを分かりやすく周知するために、第13条において、様々な事業分野ごとに典型的な差別の形態や合理的な配慮の事例の具体化を図ることとしています。
51	第2条関係 (定義)	①16	「差別」の定義は必要と考える。不当な差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供というだけに分類することのできない様々な事案もあると思われる。県の条例独自の規定を設け、「不均等待遇」と「合理的配慮の不提供」を差別とし、それについての定義を明文化すべきと考える。	「不当な差別的取扱い」について、障害者差別解消法では、個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであることから、あらかじめ一律に定めることはされていません。他方で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)において、「不当な差別的取扱い」についての基本的な考え方方が明らかにされており、条例案においても同様の考え方を採用しています。 その上で、どのような行為が「不当な差別的取扱い」に当たるのかを分かりやすく周知するために、第13条において、様々な事業分野ごとに典型的な差別の形態や合理的な配慮の事例の具体化を図ることとしています。
52	第2条関係 (定義)	①16	定義の中に「差別」の定義を入れてほしい。 物理的な差別だけなく、精神的な差別もありえることから。	「不当な差別的取扱い」について、障害者差別解消法では、個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであることから、あらかじめ一律に定めることはされていません。他方で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)において、「不当な差別的取扱い」についての基本的な考え方方が明らかにされており、条例案においても同様の考え方を採用しています。 その上で、どのような行為が「不当な差別的取扱い」に当たるのかを分かりやすく周知するために、第13条において、様々な事業分野ごとに典型的な差別の形態や合理的な配慮の事例の具体化を図ることとしています。
53	第2条関係 (定義)	①17	前文「障害者の権利に関する条約は、障がいが、機能障がいを有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるもののによって生ずるという社会モデルの考え方を基本としている。」 第1章総則の定義第2条1「障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」 条約がそう定義しているのだから致し方ないとは言えるのかも知れないが、「社会モデル」を徹底していくためには、その前提に、「機能障がいを有するもの」という医学的規定を設けてしまつては、矛盾、ねじれが生じたままになってしまうのではないか。 どうして、障がい者は、社会的障壁により制限を受ける者という極めて単純明快な定義であつてはいけないのであろうか。これでは、どこまでも、「機能障がいのある者」と「健常者」は分けられてしまい、ひいては、差別も解消されようがないのではないか。何らかの精神障害があるかも知れないが、医療に繋がっていないもの、あるいは、医療にかかるのを拒む者は、対象外であろうか。 あるいは、精神障害だけでなく、その他の社会生活に生きづらさを感じている者が、医療による診断、治療を拒否した場合、または、医療につながる以前の状態の時は、(自覚のない場合も含む)、合理的配慮を受けられなくても良いのだろうか。差別されても良いのだろうか。 疾患と障害の区別も曖昧で、その時の制度によって変わってくる。難病指定も、常に境界が曖昧である。 また、高齢者は、その人それぞれのその時の状態にもよるが、機能障害と明確に認定された場合しか、これらの定義に含まれないのであろうか。 このような理由から、この条例が、障がい者と健常者を、機能障害という観点で完全に分けてしまっていることを、新たな差別につながるものとして危惧する。 あらゆる社会的障壁によって、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを障がい者と定義する方が、より広い視野から、共生社会を目指して行けるのではないだろうか。	条例案における「障がい者」の定義は、「心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障がいの「社会モデル」を踏まえたものとなっています。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
54	第2条関係 (定義)	①2	「合理的な配慮」は、条約のreasonable accommodationの概念により近い言葉にすべきである。難しい場合は、法律用語でもある「合理的配慮」の方がよい。委員会審議中にでていた「合理的措置」には絶対にすべきでない。 accommodation の訳語として、「配慮」は間違いである。県内の研修会で「『合理的配慮』という『配慮』は…、」と説明されていたことがあった。そういった間違いが起こらないようにすべきである。 韓国の『障害者差別禁止法』では「必要な便宜」と訳していると聞いたことがある。概念が正しく伝わる言葉にされたい。	委員会においては、障害者基本法等において「合理的な配慮」が使用されている現状に鑑み、法律の用語との混乱を避け、法律と条例との一体的な運用が図られるよう、「合理的な配慮」を使用しています。 その上で、条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
55	第2条関係 (定義)	①18	「合理的な配慮」の定義について、「特定の場合において必要とされるものをいう」としているが、特定の場合という表現は、合理的配慮が特別なものであるという印象を県民に与えて兼ねないので、別の表現を使用すべき。	条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義しています。その上で、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
56	第2条関係 (定義)	①18	「合理的な配慮」の定義について、「特定の場合において必要とされるものをいう」としているが、特定の場合という表現は、合理的配慮が特別なものであるという印象を県民に与えて兼ねないので、別の表現を使用すべき。	条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義しています。その上で、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
57	第2条関係 (定義)	①18	「合理的な配慮」の定義について、「特定の場合において必要とされるものをいう」としているが、この記述では合理的配慮は特別なものと捉えられるので、表現を再考頂きたい。	条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義しています。その上で、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
58	第2条関係 (定義)	①18	三、合理的な配慮 「全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものをいう。」となっているが、特定の場合という表現は、合理的配慮が特別なものであるという印象を県民に与えて兼ねないので、「全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、過重な負担がない限り必要な場合において行われるものという。」の表現を使用すべき。	条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義しています。その上で、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別の取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
59	第2条関係 (定義)	①19	行政機関等に、国、及び独立行政法人が除かれているが、国、及び独立行政法人で差別的取扱いを受けた場合は、どうしたらしいのでしょうか。 そもそもこの条例において、「紛争の解決を図るための体制」を規定しているのは、障害者差別解消法において、紛争の解決を図るための体制がないためである。それにも関わらず、独立性の確保の観点等から、条例において、国、及び独立行政法人を行政機関等から除くことは、この条例を制定する意義をあやふやにさせる。このため、行政機関の中には、国や独立行政法人を含めるべきである。 ※含めない場合であっても、国や独立行政法人での不当な差別的取扱い等について、国や関係機関に適切につなぐ、必要な対応を図るというだけでなく、具体的にそのプロセスや方法、手段などを、条文で明らかにし、実効性の担保を図るべきである。	条例案で差別禁止の対象となる「行政機関等」の整理については、①国、都道府県、市町村がそれぞれ独立性を持つ機関であること、②差別の禁止規定が相談体制や紛争解決を図る体制の下での解決を図るべき事案と密接に関わることから、これらの体制での実効的な解決が可能かという観点から差別の禁止の対象を検討すること、を踏まえて行う必要があります。 行政機関等において差別的取扱いや合理的配慮の不提供があった場合、それぞれの機関の独立性に鑑みると、当該行政機関等の窓口に申し出、当該行政機関等において解決を図ることが基本とされ、そのような観点からは、県の条例では、県と県が設立した地方独立行政法人を対象とすることが原則と言えます。一方で、委員会での聴き取り調査などの結果、市町が住民に身近な存在であるが故に、かえって市町の相談窓口に相談しづらい場合があることなども指摘されています。 そこで、この条例案では、「行政機関等」に県や県が設立した地方独立行政法人のほか、市町など県内の地方公共団体も含めることとし、県での相談等に対応できるようにしました。 また、国等における不当な差別的取扱い等について、国等の関係行政機関につなぐ際には、「たらい回し」にならないよう、つなぐ先の関係行政機関が事案の解決に適しているかを確認するなどの対応が図られる旨を逐条解説において示します。
60	第2条関係 (定義)	①19	行政機関等に、国、及び独立行政法人が除かれているが、国、及び独立行政法人で差別的取扱いを受けた場合は、どうしたらしいのでしょうか。 そもそもこの条例において、「紛争の解決を図るための体制」を規定しているのは、障害者差別解消法において、紛争の解決を図るための体制がないためである。それにも関わらず、独立性の確保の観点等から、条例において、国、及び独立行政法人を行政機関等から除くことは、この条例を制定する意義をあやふやにさせる。このため、行政機関の中には、国や独立行政法人を含めるべきである。 ※含めない場合であっても、国や独立行政法人での不当な差別的取扱い等について、国や関係機関に適切につなぐ、必要な対応を図るというだけでなく、具体的にそのプロセスや方法、手段などを、条文で明らかにし、実効性の担保を図るべきである。	条例案で差別禁止の対象となる「行政機関等」の整理については、①国、都道府県、市町村がそれぞれ独立性を持つ機関であること、②差別の禁止規定が相談体制や紛争解決を図る体制の下での解決を図るべき事案と密接に関わることから、これらの体制での実効的な解決が可能かという観点から差別の禁止の対象を検討すること、を踏まえて行う必要があります。 行政機関等において差別的取扱いや合理的配慮の不提供があった場合、それぞれの機関の独立性に鑑みると、当該行政機関等の窓口に申し出、当該行政機関等において解決を図ることが基本とされ、そのような観点からは、県の条例では、県と県が設立した地方独立行政法人を対象とすることが原則と言えます。一方で、委員会での聴き取り調査などの結果、市町が住民に身近な存在であるが故に、かえって市町の相談窓口に相談しづらい場合があることなども指摘されています。 そこで、この条例案では、「行政機関等」に県や県が設立した地方独立行政法人のほか、市町など県内の地方公共団体も含めることとし、県での相談等に対応できるようにしました。 また、国等における不当な差別的取扱い等について、国等の関係行政機関につなぐ際には、「たらい回し」にならないよう、つなぐ先の関係行政機関が事案の解決に適しているかを確認するなどの対応が図られる旨を逐条解説において示します。
61	第2条関係 (定義)	①19	行政機関等に、国、及び独立行政法人が除かれているが、国、及び独立行政法人で差別的取扱いを受けた場合が考えられる。条例において、国、及び独立行政法人を行政機関等から除くことは、この条例を制定する意義が薄まってしまう。行政機関の中には、国や独立行政法人を含めるべきと考える。 また、国や独立行政法人での不当な差別的取扱い等について、国や関係機関に適切につなぎ必要な対応を図るための、具体的プロセスや方法などを、条文で明文化し、実効性のある内容とすべきである。	条例案で差別禁止の対象となる「行政機関等」の整理については、①国、都道府県、市町村がそれぞれ独立性を持つ機関であること、②差別の禁止規定が相談体制や紛争解決を図る体制の下での解決を図るべき事案と密接に関わることから、これらの体制での実効的な解決が可能かという観点から差別の禁止の対象を検討すること、を踏まえて行う必要があります。 行政機関等において差別的取扱いや合理的配慮の不提供があった場合、それぞれの機関の独立性に鑑みると、当該行政機関等の窓口に申し出、当該行政機関等において解決を図ることが基本とされ、そのような観点からは、県の条例では、県と県が設立した地方独立行政法人を対象とすることが原則と言えます。一方で、委員会での聴き取り調査などの結果、市町が住民に身近な存在であるが故に、かえって市町の相談窓口に相談しづらい場合があることなども指摘されています。 そこで、この条例案では、「行政機関等」に県や県が設立した地方独立行政法人のほか、市町など県内の地方公共団体も含めることとし、県での相談等に対応できるようにしました。 また、国等における不当な差別的取扱い等について、国等の関係行政機関につなぐ際には、「たらい回し」にならないよう、つなぐ先の関係行政機関が事案の解決に適しているかを確認するなどの対応が図られる旨を逐条解説において示します。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
62	第2条関係 (定義)	①19	<p>行政機関等に、国、及び独立行政法人が除かれているが、国、及び独立行政法人で差別的取扱いを受けた場合は、どうしたらよいのでしょうか。</p> <p>そもそもこの条例において、「紛争の解決を図るための体制」を規定しているのは、障害者差別解消法において、紛争の解決を図るための体制がないためである。それにも関わらず、独立性の確保の観点等から、条例において、国、及び独立行政法人を行政機関等から除くことは、この条例を制定する意義をあやふやにさせる。このため、行政機関の中には、国や独立行政法人を含めるべきである。</p> <p>※含めない場合であっても、国や独立行政法人での不当な差別的取扱い等について、国や関係機関に適切につなぐ、必要な対応を図るというだけでなく、具体的にそのプロセスや方法、手段などを、条文で明らかにし、実効性の担保を図るべきである。</p>	<p>条例案で差別禁止の対象となる「行政機関等」の整理については、①国、都道府県、市町村がそれぞれ独立性を持つ機関であること、②差別の禁止規定が相談体制や紛争解決を図る体制の下での解決を図るべき事案と密接に関わることから、これらの体制での実効的な解決が可能かという観点から差別の禁止の対象を検討すること、を踏まえて行う必要があります。</p> <p>行政機関等において差別的取扱いや合理的配慮の不提供があった場合、それぞれの機関の独立性に鑑みると、当該行政機関等の窓口に申し出、当該行政機関等において解決を図ることが基本とされ、そのような観点からは、県の条例では、県と県が設立した地方独立行政法人を対象とすることが原則と言えます。一方で、委員会での聴き取り調査などの結果、市町が住民に身近な存在であるが故に、かえって市町の相談窓口に相談しづらい場合があることなども指摘されています。</p> <p>そこで、この条例案では、「行政機関等」に県や県が設立した地方独立行政法人のほか、市町など県内の地方公共団体も含めることとし、県での相談等に対応できるようにしました。</p> <p>また、国等における不当な差別的取扱い等について、国等の関係行政機関につなぐ際には、「たらい回し」にならないよう、つなぐ先の関係行政機関が事案の解決に適しているかを確認するなどの対応が図られる旨を逐条解説において示します。</p>
63	第2条関係 (定義)	①19	<p>「行政機関等」は『障害者差別解消法』における「行政機関等」と同様に定義すべきである。</p> <p>条例名の項でも述べたが、この条例は法の不十分さを補うものであるべきである。法が言う、相談機関を設けることだけにとどまらず、紛争解決の仕組みを入れたこの条例の有効性を県内の行政機関全てを対象にすべきと考える。</p>	<p>条例案で差別禁止の対象となる「行政機関等」の整理については、①国、都道府県、市町村がそれぞれ独立性を持つ機関であること、②差別の禁止規定が相談体制や紛争解決を図る体制の下での解決を図るべき事案と密接に関わることから、これらの体制での実効的な解決が可能かという観点から差別の禁止の対象を検討すること、を踏まえて行う必要があります。</p> <p>行政機関等において差別的取扱いや合理的配慮の不提供があった場合、それぞれの機関の独立性に鑑みると、当該行政機関等の窓口に申し出、当該行政機関等において解決を図ることが基本とされ、そのような観点からは、県の条例では、県と県が設立した地方独立行政法人を対象とすることが原則と言えます。一方で、委員会での聴き取り調査などの結果、市町が住民に身近な存在であるが故に、かえって市町の相談窓口に相談しづらい場合があることなども指摘されています。</p> <p>そこで、この条例案では、「行政機関等」に県や県が設立した地方独立行政法人のほか、市町など県内の地方公共団体も含めることとし、県での相談等に対応できるようにしました。</p> <p>また、国等における不当な差別的取扱い等について、国等の関係行政機関につなぐ際には、「たらい回し」にならないよう、つなぐ先の関係行政機関が事案の解決に適しているかを確認するなどの対応が図られる旨を逐条解説において示します。</p>
64	第2条関係 (定義)	①19	<p>「国の行政機関及び独立行政機関を含めるべき。」</p> <p>行政機関は不当な差別行為の禁止及び合理的配慮とともに法的義務を負うっているのに、この条例で国の行政機関や独立行政機関を除く理由がわからない。</p>	<p>条例案で差別禁止の対象となる「行政機関等」の整理については、①国、都道府県、市町村がそれぞれ独立性を持つ機関であること、②差別の禁止規定が相談体制や紛争解決を図る体制の下での解決を図るべき事案と密接に関わることから、これらの体制での実効的な解決が可能かという観点から差別の禁止の対象を検討すること、を踏まえて行う必要があります。</p> <p>行政機関等において差別的取扱いや合理的配慮の不提供があった場合、それぞれの機関の独立性に鑑みると、当該行政機関等の窓口に申し出、当該行政機関等において解決を図ることが基本とされ、そのような観点からは、県の条例では、県と県が設立した地方独立行政法人を対象とすることが原則と言えます。一方で、委員会での聴き取り調査などの結果、市町が住民に身近な存在であるが故に、かえって市町の相談窓口に相談しづらい場合があることなども指摘されています。</p> <p>そこで、この条例案では、「行政機関等」に県や県が設立した地方独立行政法人のほか、市町など県内の地方公共団体も含めることとし、県での相談等に対応できるようにしました。</p> <p>また、国等における不当な差別的取扱い等について、国等の関係行政機関につなぐ際には、「たらい回し」にならないよう、つなぐ先の関係行政機関が事案の解決に適しているかを確認するなどの対応が図られる旨を逐条解説において示します。</p>
65	第3条・第4条関係 (基本理念)	①20	<p>第4条2 「障害者権利条約」を追加し、障害者権利条約及び障害者基本法その他とのべき。</p>	<p>ご意見のとおり、障害者権利条約は、我が国における障がい者に関する施策の実施に当たって重要なものであると認識しており、障害者権利条約における「社会モデル」や合理的配慮に関する重要な考え方について前文に明記しています。</p> <p>障害者権利条約では、間接差別・関連差別を含むあらゆる形態の差別の禁止については、間接差別・関連差別の禁止を定めることについて現状では課題があると考えられ、障害者差別解消法の考え方を基本としていることから、関係法令の例示としては、障害者差別解消法等を挙げています。</p> <p>間接差別・関連差別については、今後、相談事例などを踏まえて条例案の第13条に基づく差別事例等の具体化が図されることなどを通じて、事例の集積が図られるものと考えています。</p>
66	第3条・第4条関係 (基本理念)	①20	<p>第4条2 「障害者権利条約」を追加し、障害者権利条約及び障害者基本法その他とのべき。</p>	<p>ご意見のとおり、障害者権利条約は、我が国における障がい者に関する施策の実施に当たって重要なものであると認識しており、障害者権利条約における「社会モデル」や合理的配慮に関する重要な考え方について前文に明記しています。</p> <p>障害者権利条約では、間接差別・関連差別を含むあらゆる形態の差別の禁止については、間接差別・関連差別の禁止を定めることについて現状では課題があると考えられ、障害者差別解消法の考え方を基本としていることから、関係法令の例示としては、障害者差別解消法等を挙げています。</p> <p>間接差別・関連差別については、今後、相談事例などを踏まえて条例案の第13条に基づく差別事例等の具体化が図されることなどを通じて、事例の集積が図られるものと考えています。</p>
67	第3条・第4条関係 (基本理念)	②4	<p>その趣旨にも書かれていますが、『当事者のことを、当事者抜きに決めない。』との理念に従って策定・実施されることが求められていることが明記されていて、良かったと思います。</p> <p>また、[社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うため…]の一文には、その障がい者との対話を重要とし、その個別な配慮がなされるとしているなど、共感出来ました。</p> <p>複合的差別の解消にも言及されている。非常にうれしく思いました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。引き続き、委員会として本条例の制定に向けた取組を進めてまいります。</p>
68	第3条・第4条関係 (基本理念)	②5	<p>第4条の1 社会のあらゆる分野について、具体的にどのような分野を指すのかについて逐条解説やパンフレット等で、県民や職員等に広く理解をしていただきたい。</p>	<p>条例案では、第13条において、不当な差別的取扱いの事例の具体化を図ることとしており、ご意見のことも含め、差別や合理的な配慮に関する具体的な事例について、適切な周知が図られるものと考えています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上の参考とします。</p>
69	第3条・第4条関係 (基本理念)	②5	<p>第4条の1 社会のあらゆる分野について、具体的にどのような分野を指すのかについて逐条解説やパンフレット等で、県民や職員等に広く理解をしていただきたい。</p>	<p>条例案では、第13条において、不当な差別的取扱いの事例の具体化を図ることとしており、ご意見のことも含め、差別や合理的な配慮に関する具体的な事例について、適切な周知が図られるものと考えています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上の参考とします。</p>

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
70	第3条・第4条関係 (基本理念)	②5	第4条の1で「社会のあらゆる分野について」とあるが、具体的にどのような分野を指すのかについて、解説付きパンフレット等で、県民や職員等に広く理解をしていただくよう実行して頂きたい。	条例案では、第13条において、不当な差別的取扱いの事例の具体化を図ることとしており、ご意見のことも含め、差別や合理的な配慮に関する具体的な事例について、適切な周知が図られるものと考えています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
71	第3条・第4条関係 (基本理念)	②6	第4条の2や4の規定は、後退させないようにしていただきたい。	ご意見のとおり、第4条の基本理念は、施策の実施に当たっての重要な考え方となります。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
72	第3条・第4条関係 (基本理念)	②6	第4条の2や4の規定は、後退させないようにしていただきたい。	ご意見のとおり、第4条の基本理念は、施策の実施に当たっての重要な考え方となります。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
73	第5条関係 (県の責務)	①21	差別の解消を行うために必要な体制整備の実施と、社会モデルについて県民及び事業者等の理解を深めるなどの施策を講じることが県の責務であり、それを実行するためには「財政上の措置」が必要である。よって、「財政上の措置」を別途条項にて規定するべき。	ご意見のとおり、条例案の目的を達成するためには、「財政上の措置」は重要なものであると認識しています。条例案では、第34条において「財政上の措置」について規定しています。
74	第5条関係 (県の責務)	①21	差別の解消を行うために必要な体制整備の実施と、社会モデルについて県民及び事業者等の理解を深めるなどの施策を講じることが県の責務であり、それを実行するためには「財政上の措置」が必要である。よって、「財政上の措置」を別途条項にて規定するべき。	ご意見のとおり、条例案の目的を達成するためには、「財政上の措置」は重要なものであると認識しています。条例案では、第34条において「財政上の措置」について規定しています。
75	第5条関係 (県の責務)	①21	差別の解消を行うために必要な体制整備の実施と、社会モデルについて県民及び事業者等の理解を深め広めるなどの施策を講じることが県の責務である。それを実行するためには「財政上の措置」が必要となってくることから、「財政上の措置」を別途条項にて規定して有効性あるものにしてほしい。	ご意見のとおり、条例案の目的を達成するためには、「財政上の措置」は重要なものであると認識しています。条例案では、第34条において「財政上の措置」について規定しています。
76	第5条関係 (県の責務)	①21	施策を計画し実施するとしているが、財政条の措置はどうなるのか。別項として加えるべき。	ご意見のとおり、条例案の目的を達成するためには、「財政上の措置」は重要なものであると認識しています。条例案では、第34条において「財政上の措置」について規定しています。
77	第5条・第6条関係 (県の責務・国等との連携協力)	①22	県の責務、及び国等との連携による差別の解消を推進するものであるとの明記。	第5条・第6条の対象となっている「共生社会の実現に向けた施策」には、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策」が含まれています(第1条参照)。
78	第7条関係 (事業者の役割)	①23	事業者の活動に対する規定で、[県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、共生社会の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。]自立、社会参加の推進に当たり、もっと、障がい者が主体的な共生社会を担えるような条文が必要なのではないか。	ご意見のとおり、事業者が共生社会の実現に主体的に取り組むだけでなく、障がい者自身が共生社会の実現に向け主体的に参画することは重要である認識しております。条例案では、基本理念として、共生社会の実現は、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。」(障害者基本法第3条第1項)を含む障害者基本法第3条各号に掲げる事項を旨として図られなければならないことを規定する(第3条第1項)とともに、共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たって、障がい者の意見を尊重することを規定しています(同条第3項)。
79	第7条関係 (事業者の役割)	①24	上記15条・17条を活用して目標年を定め、罰則規定も考慮に入れて欲しい。でないと、なかなかこの条例が生かされないと思う。	条例案では、共生社会を実現していくためには、事業者においても、障がい当事者の日常生活や社会生活を支えていくことについて、積極的な役割を果たすことが期待されることから、事業者の役割として、県の施策への協力に努めることと事業活動を行うに当たって、共生社会の実現に主体的に取り組むよう努めることを規定しています。また、この条例案は「共生社会」の実現を目的としており、建設的対話による合理的配慮の提供や当事者間の和解による紛争解決の仕組みを導入していることから、罰則規定により差別の解消等を図ることは、条例案の趣旨等になじまないものと考えています。
80	第7条関係 (事業者の役割)	②7	三重県内の障害者雇用率は向上しているものの、依然として低いといわざるをえません。また、就労環境が十分に整っていないことが原因の一つとなり、離職につながるなど、まだまだ課題が残っています。したがって、「障害」者の雇用機会の確保、拡大、就労の継続のために関係機関と事業主との連携がさらに進むことが必要と考えます。	条例案では、第7条において、事業者の役割を定めるとともに、第27条において、就労支援に関して規定しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
81	第7条・第11条関係 (事業者の役割・事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28 ②7	近年、県内の障害者雇用率は上昇傾向にあります。将来に希望をいただき、働くことに喜びをもって職場で活躍する生徒や保護者の声を聞くこともあります。しかしながら、生徒の希望職種とのマッチングや、職場への定着への課題があるのも現実です。仕事の内容が生徒の個性や特性と合わず、やむなく辞めなければならなかったり、再就職が難しかったりという場面もあります。「障害」者の雇用機会の確保と拡大ならびに就労の継続のために、関係機関や事業主との連携がさらにすすむものとなるように求めます。また、事業主のおこなう合理的配慮についても、義務規定になる必要性があると思います。	条例案では、第7条において、事業者の役割を定めるとともに、第27条において、就労支援に関して規定しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聞き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
82	第8条関係 (県民の役割)	②8	共生社会の実現に寄与する旨、書かれていますが、貫かれている内容は、障がい当事者に対する理解と尊重だと思われます。自立、社会参加の支援がどのようでしょうか。期待されます。	条例案では、第8条において、県民の役割として、障がい者の自立及び社会参加への支援を主体的に行う旨を規定しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
83	第9条関係 (障害者計画の策定に関する基本方針)	①25	障害者計画は、結果につながって初めて有効となるものであり、計画の実施状況について、評価や検証を行っていくことを具体的に明文化するべきと考える。	条例案では、第32条において、条例案に基づく「共生社会の実現に向けた施策」(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策」と「障害者の自立および社会参加の支援等のための施策」)について、障害者計画に定めることとしています。また、障害者計画は、障害者基本法に基づき、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴いて策定され、その実施状況が同協議会において監視・評価されることとなっています。
84	第9条関係 (障害者計画の策定に関する基本方針)	①25	障害者計画は、障害者施策の総合計画として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策」や「障害者の自立および社会参加のための施策」、「共生社会の実現に向けた施策」を障害者計画の項目にして位置づけること、そして、その計画の実施状況について、評価や検証を行っていくことを具体的に明文化すべき。	ご意見のとおり、条例案に基づく施策は障害者基本法等に基づく施策と一緒に運用されることが望ましいと認識しています。条例案では、第32条において、条例案に基づく「共生社会の実現に向けた施策」(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策」と「障害者の自立および社会参加の支援等のための施策」)について、障害者計画に定めることとしています。また、障害者計画は、障害者基本法に基づき、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴いて策定され、その実施状況が同協議会において監視・評価されることとなっています。
85	第9条関係 (障害者計画の策定に関する基本方針)	①25	障害者計画は、障害者施策の総合計画として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策」や「障害者の自立および社会参加のための施策」、「共生社会の実現に向けた施策」を障害者計画の項目にして位置づけること、そして、その計画の実施状況について、評価や検証を行っていくことを具体的に明文化すべき。	ご意見のとおり、条例案に基づく施策は障害者基本法等に基づく施策と一緒に運用されることが望ましいと認識しています。条例案では、第32条において、条例案に基づく「共生社会の実現に向けた施策」(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策」と「障害者の自立および社会参加の支援等のための施策」)について、障害者計画に定めることとしています。また、障害者計画は、障害者基本法に基づき、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴いて策定され、その実施状況が同協議会において監視・評価されることとなっています。
86	第9条関係 (障害者計画の策定に関する基本方針)	①25	この条例の策定時、基本とした関係法令の理念を踏まえての策定ということですが、この条例による差別の解消を計画に盛り込む当然の事柄が、不明瞭のように思われます。	条例案では、第32条において、条例案に基づく「共生社会の実現に向けた施策」(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策」と「障害者の自立および社会参加の支援等のための施策」)について、障害者計画に定めることとしています。
87	第10条・第11条関係 (行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止・事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①26	第10条 第11条の1項について、「あらゆる分野において」を追記してほしい。	行政機関等と事業者における障がいを理由とする差別の禁止については、それぞれ「その事務又は事業を行うに当たり」又は「その事業を行うに当たり」としており、個別の分野に限定されるものではなく、ご意見の趣旨は反映されているものと考えています。
88	第10条・第11条関係 (行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止・事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①26 ①27	第10条 第11条の1項について、事業を行うにあたりの後に「あらゆる分野において」を追加すべき。この部分については、事業者や行政機関等に限らないため、何人もという文言を追加するとさらによい。	行政機関等と事業者における障がいを理由とする差別の禁止については、それぞれ「その事務又は事業を行うに当たり」又は「その事業を行うに当たり」としており、個別の分野に限定されるものではなく、ご意見の趣旨は反映されているものと考えています。合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
89	第10条・第11条関係 (行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止・事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①26 ①27	第10条 第11条の1項について、事業を行うにあたりの後に「あらゆる分野において」を追加すべき。この部分については、事業者や行政機関等に限らないため、何人もという文言を追加するとさらによい。	行政機関等と事業者における障がいを理由とする差別の禁止については、それぞれ「その事務又は事業を行うに当たり」又は「その事業を行うに当たり」としており、個別の分野に限定されるものではなく、ご意見の趣旨は反映されているものと考えています。合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
90	第10条・第11条関係 (行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止・事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①27 ①28	1項同様、その書きぶりを同じにし、新たに県民に対しても1、2項を「努めなければならない」と規定すべきである。第二条の3、第三条の2には「合理的な配慮」について、「実施に伴う負担」が過重かどうかの記載がない。それゆえ「努めなければならない」ということならばわかるが、ここで「負担が過重でないときは」とするのならば、しなければ「差別」にあたるのであり、事業者は「努めなければならない」という書きぶりでは不十分である。その努力は、『障害者差別解消法』では抜けている県民個々人に求める内容である。	条例案では、個人による差別の形態は、行政機関等や事業者による差別の形態と異なるものと考えられることなどから、障害者差別解消法と同様に、行政機関等と事業者における障がいを理由とする差別について禁止規定を設けています。なお、差別の禁止について、県民などへの啓発を進めることは重要であり、条例案では、第8条において県民の役割を規定するほか、第31条において啓発活動の実施などを規定しており、これらを通じて、差別の解消が図られるものと考えています。合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
91	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	合理的配慮の提供については、差別解消法と同様とするのではなく、民間事業者も合理的配慮を提供することについて理解を得て、行政機関と同じく「配慮しなければならない」という規定に改めるべき。日々、私たちは、行政機関だけでなく、民間事業者から多くのサービスなどを得ながら生活をしている。また、今後、全国障害者スポーツ大会などの開催も控えていることから、その開催県に相応しく、国に先駆けて、一步踏み込んで義務規定すべき。加えて、事業者への支援に、経済的な支援も含むとしていることから、合理的配慮は、行政と同じく義務規定にすべき。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
92	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	合理的配慮の提供については、差別解消法と同様とするのではなく、民間事業者も合理的配慮を提供することについて理解を得て、行政機関と同じく「配慮しなければならない」という規定に改めるべき。日々、私たちは、行政機関だけでなく、民間事業者から多くのサービスなどを得ながら生活をしている。また、今後、全国障害者スポーツ大会などの開催も控えていることから、その開催県に相応しく、国に先駆けて、一步踏み込んで義務規定すべき。加えて、事業者への支援に、経済的な支援も含むとしていることから、合理的配慮は、行政と同じく義務規定にすべき。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
93	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	合理的配慮の提供については、私たちは、日常的に行政機関だけでなく、民間事業者から多くのサービスなどを得ながら生活をしている。また、全国障害者スポーツ大会などの開催も控えており、開催県に相応しく先駆けとして、さらに踏み込んで義務規定とすべきと考える。加えて、事業者への支援に、経済的な支援も含むとしていることから、合理的配慮は、行政と同じく義務規定にすべきである。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。 こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
94	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	全国の多くの自治体では条例が制定されたり、条例がつくられたりしはじめています。その多くの条例では、民間事業者も自治体と同様に、合理的配慮を義務としています。しかし、第11条第2は、事業所における合理的な配慮について、その提供を「努めなければならない」と、努力義務としています。民間事業者がきちんと合理的配慮を行つてはじめて、障がいのある人も分けへだなく暮らし、社会参加ができるようになると考えます。民間事業者に対しても、努力義務ではなく、義務として、合理的配慮が提供されることが必要です。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。 こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
95	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	また、今回の条例案では、事業主の合理的配慮が義務規定となっておらず、その実効性を疑わざるを得ないと思われますので、「事業主のおこなう合理的配慮についても義務規定とすべき」と考えます。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。 こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
96	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	「概要」で説明されているように、この条文において、事業者については、合理的配慮等を行うことが、「努力義務」とされているが、県等と同じく「法的義務」とすることを要望する。 障がい者が社会に出て行くとき、多くの場合遭遇するのは、民間等の事業者である。 そこで「合理的配慮」が、充分に期待できない可能性がより高いとするならば、「障がい者の社会参加」は、単なる「理念」に留まってしまうおそれがあるのではないだろうか。 その意味で、上記のように要望する。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。 こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
97	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	合理的な配慮をするよう努めなければならない。については、しなければならないに改めるべき。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。 こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
98	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	事業者も合理的配慮は、行政と同じように「義務規定」としてほしい。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。 こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
99	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	(事業者における障がいを理由とする差別の禁止) 第十一条の2を「事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとなるよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。」とし、すでに県内の名張市で施行されている条例と同様に国に先駆けて、民間事業者も合理的配慮を義務規定とすべきである。そして、民間事業者が努力義務の今までこの条例が制定されるのであれば、障害者差別解消法を補完する条例の意義が大幅になくなってしまうからだ。さらにこの条例では、民間事業者への経済的な支援を含むとされていることからも、より一層、合理的配慮は義務規定にすべきだと考える。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。 こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
100	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	事業者も法的義務にしてください。 <理由> 私たちの生活は、通勤、通学、旅行などのために電車やバスやタクシーにのり、スーパー やコンビニで買い物をし、休日は映画やスポーツを楽しめます。つまりほとんどが民間事業者から提供されるたくさんのサービスによって成り立っています。健常者といわれる人々は当たり前のよう 提供を受けることができますが、障害者はどうでしょうか。 昨年、総合文化センターであるグループのライブを見に行きました。ライブと言えば、スタンディングオペーションです。一番後ろの車いすの方たちからは果たしてどれくらい見えたのでしょうか。ライブでは初めからわかっていることです。車椅子で、立ち上ることはできません。場所を変えることもできません。 センターにはまだ工夫できるところがあると思います。県営もあるからには、申し入れをすれば何か考えてくれるのでしょうか。 県営でさえこのような状態です。趣味や楽しみをみんなと共有できないのはおかしいです。 民間事業者の方に何もかも対応してほしいとは言っていません。今一度考えてもらって無理な場合は、県や市町の窓口で相談して対応という仕組みを作ってもらえばよいかと思います。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。 こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
101	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	「2 事業者は - 略 - 努めなければならない」とあるが事業者も「法的義務」とすることが良い 費用負担や物理的な面で無理なことがあっても、それに代わる社会的障壁の除去を必ず行うべきである 例) ウエルカムな姿勢を示す掲示物を貼る=「車いすをご利用の方は呼び鈴を押していただければ階段を上がるお手伝いをいたします」二人的支援をする意思の表明 障害のない人と変わらない社会生活が可能になるためには何より社会全体が変わることが必要であるため	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
102	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	障害者が街に出るとき、多くの民間事業者の提供するサービスを利用します。それで当たり前に社会参加ができるのです。しかし(車椅子利用者を例に取れば)居酒屋に行こうとしても段差があり、入れない。洋式トイレがない、階段はあるがスロープがないので遠回りして目的地に行く、こういったことは障害者の利用を想定していないという無言のメッセージとなり、当事者の社会参加を物理的に阻むと同時に、いないものとされているという落胆と悲しみを与える。社会からの拒絶感を感じさせます。当事者の立場に立てば、民間業者が合理的な配慮を行うことは必須のことです。行政機関ばかりではなく、民間事業者も合理的な配慮を法的義務とするように、現在法律でカバーできていないところを三重県は今回できる条例でカバーしてくださるようにお願いします。条文としては、先の②の項を「県等・事業者⇒法的義務」とするように文言を修正してください。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
103	第11条関係 (事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	①28	合理的な配慮の提供は努力義務となっているが、「その実施に伴う負担が過重でないとき…」と規定されており、法的義務にしても良いのではないか。	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようになります。
104	第12条関係 (地方公共団体等職員対応要領)	①29	第十二条の見出しが、地方公共団体等職員対応要領となっており、趣旨説明においても地方公共団体等職員と示されている。しかしながら条文を読むと、県の機関及び県が設置した地方独立行政法人に特化された規定である。よって、見出しに「地方公共団体等職員」と表記すると漠然とすることとなるので、県に絞った表現を行った方が、より具体的で良いのではないか。	ご意見を踏まえ、県の機関及び県が設置した地方独立行政法人に係る規定であることを明確にするため、第12条の見出しを「県等の地方公共団体等職員対応要領」に修正するとともに、逐条解説において、県の機関及び県が設置した地方独立行政法人が対象であることを明記します。
105	第13条関係 (不当な差別的取扱い等の事例の具体化)	①30	「合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずる」としているが、合理的な配慮の事例の具体化を図るだけでは、障害を理由とする差別を解消するための措置にはなり得ない。現状では、障害者差別解消法の相談窓口に寄せられた相談は、相談窓口の担当者で留まっており、その判断や対応も担当者に一任されている場合が多い。「三重県障がい者差別解消支援協議会」で相談内容に対する協議や検討、検証がなされるだけでなく、日ごろから市町や県で障害者差別の解消についての相談窓口を行う従事者やその関係者が、相談内容に対する協議や検討、検証を行うための具体的なプロセスの確保を条文で規定するとともに、相談案件の解決のプロセスを個人名や企業が特定されないかたちで公表することを条文の中に盛り込んだうえで、不当な差別的取扱いを含めた事例の具体化を図る措置を講ずるとすべき そうすることで、市町の担当者だけでなく、広く市民が、差別の解消に向けたそのプロセスを理解し、差別の解消に向けた具体的な方法を理解していくことにつながる。 第16条以下の相談体制にも関わってくることであるが、県が市町と連携し、必要な助言等を行っていく必要があることから、「不当な差別的取扱い等の事例の具体化」の条文のなかで、上記のことを押さえておく必要がある。	条例案では、相談窓口等において、差別事案に関する相談が寄せられたときには、市町その他の関係機関と連携して必要な助言等が行われるとともに、市町における障がい者差別に関する相談に係る事案について、必要な助言を行うこととしており、これらにより、差別事案等に関する相談内容の協議や検討等が行われるものと考えています(第16条第2項・第3項及び第17条第3項)。また、差別事案等に関する相談事例等を踏まえて、個人名等が特定されないかたちで、不当な差別的取扱い等の事例の具体化を図ることで、相談業務などの円滑な遂行が行われるものと考えています(第13条)。さらに、障がい者差別解消支援協議会において、差別事案に関する相談等の処理状況の検証とその周知を行う旨を規定しており、これにより、障がい者差別を解消するための取組の推進が図られるものと考えています(第33条第4項)。
106	第13条関係 (不当な差別的取扱い等の事例の具体化)	①30	「合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずる」としているが、合理的な配慮の事例の具体化を図るだけでは、障害を理由とする差別を解消するための措置にはなり得ない。現状では、障害者差別解消法の相談窓口に寄せられた相談は、相談窓口の担当者で留まっており、その判断や対応も担当者に一任されている場合が多い。「三重県障がい者差別解消支援協議会」で相談内容に対する協議や検討、検証がなされるだけでなく、日ごろから市町や県で障害者差別の解消についての相談窓口を行う従事者やその関係者が、相談内容に対する協議や検討、検証を行うための具体的なプロセスの確保を条文で規定するとともに、相談案件の解決のプロセスを個人名や企業が特定されないかたちで公表することを条文の中に盛り込んだうえで、不当な差別的取扱いを含めた事例の具体化を図る措置を講ずるとすべき そうすることで、市町の担当者だけでなく、広く市民が、差別の解消に向けたそのプロセスを理解し、差別の解消に向けた具体的な方法を理解していくことにつながる。 第16条以下の相談体制にも関わってくることであるが、県が市町と連携し、必要な助言等を行っていく必要があることから、「不当な差別的取扱い等の事例の具体化」の条文のなかで、上記のことを押さえておく必要がある。	条例案では、相談窓口等において、差別事案に関する相談が寄せられたときには、市町その他の関係機関と連携して必要な助言等が行われるとともに、市町における障がい者差別に関する相談に係る事案について、必要な助言を行うこととしており、これらにより、差別事案等に関する相談内容の協議や検討等が行われるものと考えています(第16条第2項・第3項及び第17条第3項)。また、差別事案等に関する相談事例等を踏まえて、個人名等が特定されないかたちで、不当な差別的取扱い等の事例の具体化を図ることで、相談業務などの円滑な遂行が行われるものと考えています(第13条)。さらに、障がい者差別解消支援協議会において、差別事案に関する相談等の処理状況の検証とその周知を行う旨を規定しており、これにより、障がい者差別を解消するための取組の推進が図られるものと考えています(第33条第4項)。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
107	第13条関係 (不当な差別的取扱い等の事例の具体化)	①30	合理的な配慮の事例の具体化を図るだけでは、障害を理由とする差別を解消するための措置にはなかなかなり得ないと考える。相談に対する判断や対応も担当者に一任されている場合が多いと思う。市町や県で障害者差別の解消についての相談窓口を行う従事者やその関係者が、相談内容に対する協議や検討、検証を行うための具体的なプロセスの確保を条文で規定することで、不当な差別的取扱いを含めた事例の具体化を図る措置を講ずるべきである。 担当者だけでなく、広く市民が、差別の解消に向けたそのプロセスを理解し、差別の解消に向けた具体的な方法を理解して行動につながっていくことにつなげる条文としてほしい。	条例案では、相談窓口等において、差別事案に関する相談が寄せられたときには、市町その他の関係機関と連携して必要な助言等が行われるとともに、市町における障がい者差別に関する相談に係る事案について、必要な助言を行うこととしており、これらにより、差別事案等に関する相談内容の協議や検討等が行われるものと考えています(第16条第2項・第3項及び第17条第3項)。また、差別事案等に関する相談事例等を踏まえて、不当な差別的取扱い等の事例の具体化を図ることで、相談業務などの円滑な遂行が行われるものと考えています(第13条)。さらに、障がい者差別解消支援協議会において、差別事案に関する相談等の処理状況の検証とその周知を行う旨を規定しており、これにより、障がい者差別を解消するための取組の推進が図られるものと考えています(第33条第4項)。
108	第13条関係 (不当な差別的取扱い等の事例の具体化)	②9	*(意見)事例の具体化について、必要な情報が県民に理解されるようデータベース化を図り、HP等の検索機能等利便性を考慮した情報発信を行うこと。	条例案では、第13条において、不当な差別的取扱いの事例の具体化を図ることとしており、具体化した事例については、適切な周知が図られるものと考えています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
109	第13条・第14条関係 (不当な差別的取扱い等の事例の具体化・社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮に関する環境の整備)	②10	「事例の具体化を図る措置を講ずる」「環境の整備」と共に、少し、分かりづらいもののように、思います。	第13条は、何が差別に当たるのかが分かりにくいとの指摘を踏まえ、県が、様々な事業分野ごとに、典型的な差別の形態や合理的配慮の事例を定めて公にすることを定めるものです。 また、第14条は、いわゆる「事前の改善措置」について定めるものであり、障害者差別解消法第5条と同じ趣旨を定めたものです。事前の改善措置については、バリアフリー法に基づく公共交通施設や建築物等のハード面のバリアフリー化等、不特定の障がい者を対象に行われるものが想定されています。
110	第15条関係 (事業者への支援)	①31	趣旨の中で、経済的支援を含むと書いているが、事業者が最も求めていると考えられるので、経済的な支援については、条文の中に明記すべき。	合理的な配慮については、まずは、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが望ましいと考えています。 このような趣旨から、事業者への支援については、情報の提供や助言等を例示として挙げており、経済的な支援も含むことは、逐条解説で明らかにします。
111	第15条関係 (事業者への支援)	①31	趣旨の中で、経済的支援を含むと書いているが、事業者が最も求めていると考えられるので、経済的な支援については、条文の中に明記すべき。	合理的な配慮については、まずは、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが望ましいと考えています。 このような趣旨から、事業者への支援については、情報の提供や助言等を例示として挙げており、経済的な支援も含むことは、逐条解説で明らかにします。
112	第15条関係 (事業者への支援)	①31	経済的支援については、事業者が最も求めることであると考えられるので、条文の中にしっかりと明記すべきである。	合理的な配慮については、まずは、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが望ましいと考えています。 このような趣旨から、事業者への支援については、情報の提供や助言等を例示として挙げており、経済的な支援も含むことは、逐条解説で明らかにします。
113	第15条関係 (事業者への支援)	①31	事業者への支援について、経済的支援を条項に加え、合理的配慮の整備がしやすい環境を整えてほしい。	合理的な配慮については、まずは、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが望ましいと考えています。 このような趣旨から、事業者への支援については、情報の提供や助言等を例示として挙げており、経済的な支援も含むことは、逐条解説で明らかにします。
114	第15条・第17条関係 (事業者への支援・県における相談員の設置)	①32 ①33	2条とも努力義務である。2年以内に等具体的に目指す年度を決めて実施して欲しい。	合理的な配慮については、まずは、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが望ましいと考えています。また、合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様なものとなります。 このような趣旨から、事業者への支援については努力義務とし、必要に応じて適切な支援が行われるものと考えています。 相談体制の整備に当たって、業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保することは重要なことであるため、ご意見を踏まえ、努力義務を義務規定に修正します。
115	第3章第1節関係 (相談体制)	②11	相談員の守秘義務、相談者のプライバシーの保護。支援が途切れない措置を期待します。	相談者のプライバシー保護は重要なことであり、条例案では、第17条第5項において、相談員の守秘義務について規定しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
116	第17条関係 (県における相談員の設置)	①5	*(意見追記)障がい者、障がい者の家族に応じる相談窓口のほかに、支援を行う家族のためのカウンセリング体制の設置や、障がい当事者とその家族に対する障がい福祉サービスに関する情報提供の強化や、情報交換できる場の確保等、家族の観点での施策が見られないため、条文への追記が必要と考える。	障がいを理由とする差別等に直面することにより、障がい当事者だけではなく、障がい当事者のご家族も苦しんでおられる状況があり、ご家族を含め、権利侵害の防止等を図ることは重要な課題であると認識しています。 条例案では、前文において、障がい者とその家族も様々な差別に直面している状況が存在することを明記しています。 また、障がい者のご家族に対する支援については、障害者基本法第23条第2項の規定に基づき、三重県として適切な支援が行われるよう、議会として求めてまいります。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
117	第17条関係 (県における相談員の設置)	①33	必要な人員の確保に「努める」ではなく、「行う」という規定にすべき	相談体制の整備に当たって、業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保することは重要なことであるため、ご意見を踏まえ、努力義務を義務規定に修正します。
118	第17条関係 (県における相談員の設置)	①33	必要な人員の確保に「努める」ではなく、「行う」という規定にすべき	相談体制の整備に当たって、業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保することは重要なことであるため、ご意見を踏まえ、努力義務を義務規定に修正します。
119	第17条関係 (県における相談員の設置)	①33	必要な人員の確保は、「努める」ではなく、「行う」という規定にすべきである。	相談体制の整備に当たって、業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保することは重要なことであるため、ご意見を踏まえ、努力義務を義務規定に修正します。
120	第24条関係 (三重県障がい者差別解消調整委員会)	①34	* (意見追記) 委員の選出については、「関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者」とあるが、事業者は経営者としての立場の他に使用者としての立場としても意見を聞く必要がある。労使双方の意見を聞くことが必要であることから、働くものの代表者の任命を行う必要がある。「労働者代表」を追記。	事業者は、条例案における差別禁止規定の主体であり、障がい者の権利利益の侵害の防止等や合理的な配慮を行う上で、より重要な役割を担うことになるため、委員の任命に関する規定において明記しています。 労働者の代表者については、必要に応じて、「その他知事が必要と認める者」として委員に任命され得るものと考えています。
121	第24条関係 (三重県障がい者差別解消調整委員会)	②12	内閣府に設置された障害者政策委員会のように、当事者の占める割合を半数以上にするとよいと考える。	三重県障がい者差別解消調整委員会の委員については、様々な立場の意見を反映することができるよう、知事において、障がい当事者をはじめ、有識者や障がい福祉に従事する者、事業者など、様々な立場の人を任命することとしています。
122	第4章関係 (障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策)	①35	第四章「障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策」ではなく、支援等を削除し、「障害者の自立及び社会参加のための施策」とすべき。自立と社会参加のためには何らかの支援を必要とするが、共生社会の実現に向けた自立と社会参加のための施策であるので、支援等は削除すべき。	「障がい者の自立及び社会参加のための施策」では、障がい者の自立及び社会参加に当たって県の行うことが不明確であるため、「支援等」と表現しています。
123	第4章関係 (障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策)	①35	第四章「障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策」ではなく、支援等を削除し、「障害者の自立及び社会参加のための施策」とすべき。自立と社会参加のためには何らかの支援を必要とするが、共生社会の実現に向けた自立と社会参加のための施策であるので、支援等は削除すべき。	「障がい者の自立及び社会参加のための施策」では、障がい者の自立及び社会参加に当たって県の行うことが不明確であるため、「支援等」と表現しています。
124	第4章関係 (障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策)	①35	支援等を削除して、「障害者の自立及び社会参加のための施策」とすべきである。何らかの支援は必要であるが、共生社会の実現に向けた自立と社会参加のための施策であるので、支援等は記述から無くすことでより明確になる。	「障がい者の自立及び社会参加のための施策」では、障がい者の自立及び社会参加に当たって県の行うことが不明確であるため、「支援等」と表現しています。
125	第4章関係 (障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策)	①36	「県は、」ではじまり、「努めるものとする」で終わる条文については、県としての姿勢を県民や各市町に示し、様々な協力を得ていくためにも、努めるというのではなく、講ずるとすべき。実施が難しい場合もあることを勘案するなら、少なくとも「可能な限り、講ずる」とすべき。	条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。条例の運用に当たっては、各施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
126	第4章関係 (障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策)	①36	「県は、」ではじまり、「努めるものとする」で終わる条文については、県としての姿勢を県民や各市町に示し、様々な協力を得ていくためにも、努めるというのではなく、講ずるとるべき。実施が難しい場合もあることを勘案するなら、少なくとも「可能な限り、講ずる」とすべき。	条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。条例の運用に当たっては、各施策が効果的に行われるよう、議会として監視、評価していきたいと考えています。
127	第25条関係 (障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援)	②13	「障害」のある人が、地域で安心して生きていくける地域共生社会の実現には、コーディネーターも含めた障害福祉サービスに従事する人材の育成は不可欠ですが、それに加えて卒業後の居場所確保のために、各市町にその人に合った事業所の増設及び、サービス維持のための財源確保を願います。	ご意見のとおり、第25条に規定する障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
128	第26条関係 (教育)	①37	<p>障がいをもつ児童生徒が、地元の学校に行きたいという希望を示した時、小中学校段階ではそれを受け入れることが多くなってきている。その一方でまだ高等学校については、知的障がいでなくとも(情緒、肢体、病弱などの障がい)、確実に受け入れられるとは多くの人が思っていない現実がある。</p> <p>入学検査、入学後の学校生活で共生の思想やインクルーシブ教育の考え方、体制が整っていないため、中学校教員や保護者が不安から特別支援学校を「消極的に」選ぶ事がある。</p> <p>二十六条はそのような現状に立ち向かう決意や内容としては弱いものと言わざるをえない。</p> <p>例えば、「教育を受けられる」という表現は、「同じ場所で学ぶ」、ではなく、障がいをもつ子は特別支援学校で、というようにも読めてしまう。</p> <p>この条例理念からいえば、この条項で、「障がいをもっていても高等学校で学べる」(高等学校で必要な配慮を取られることが確実である)と宣言すべきであった。</p>	<p>第1項の「障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」とは、いわゆる「インクルーシブ教育の推進」をいうものであり、高等学校における教育もその対象となります。そのようなことも踏まえ、本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策については、議会として監視、評価してまいります。</p>
129	第26条関係 (教育)	①38	<p>良い内容だと思います</p> <p>「3 県は公教育の在り方の改善であるインクルーシブ教育への転換について子どもの権利条約委員会からの勧告に従い公教育全体の改善を図ること」という条文も加えること</p> <p>インクルーシブ教育は単に障害のある児童・生徒を在籍させるだけの統合教育(インテグレーション)ではなく、公教育の在り方全体を見直すことであるため</p> <p>「4 県は教育委員会にインクルーシブ教育推進部を設置し、毎年度、通常学級に在籍する障害のある児童・生徒の数値目標を立て(計画)予算措置すること」を加える</p> <p>義務教育課と特別支援教育課で予算が分かれているが、現在の法律では「障害のある児童・生徒の在籍する場所は柔軟に移動できる」ようになったため、場を移動した場合は予算も移動できるようにするため「部」とすることが適當</p> <p>例えば、特別支援学校に在籍していた児童・生徒が希望すれば通常学級にも移動できるが、その際、特別支援学校でかかっていた通常学級の7倍の予算をそのまま通常学級に移動できるようにすること。つまり費用面で「通常学級では支援が不可能」などという理由の転籍拒否が行われないようにする担保が必要であるため</p> <p>アメリカでは53年前にインクルーシブ教育が導入されたが公立学校での障害のある子の割合は15%である。ダイバシティー(多様性)とインクルーシブ(誰も排除しない)な社会の一部であり基礎である公教育においては具体的な目標を立てて実践していくべきであるため</p>	<p>第1項の「障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」とは、いわゆる「インクルーシブ教育の推進」をいうものであり、このことは逐条解説でも明記します。</p> <p>また、この条例案において教育委員会の組織に関する規定を設けることは困難ですが、本条例等の規定に基づく共生社会の実現に関する施策については、議会として監視、評価してまいります。</p>
130	第26条関係 (教育)	①39	<p>第二十六条は堅持されたい。</p> <p>強いて言えば、「障がい者に対する理解」を「障がい者の特性と障がいの理解」に変更すればよりよい。</p> <p>『障害者権利条約』『障害者基本法』の趣旨に合致した、誇るべき条文になっていると思う。条例で目的とした「共生社会」の実現には「ともに学ぶ学校」は不可欠である。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。</p> <p>なお、「障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解」については、委員会の中で、「障がいの特性及び障がい者に対する理解」という表現について、「社会モデル」の考え方を踏まえた表現とすべきという意見があつたことを踏まえ、このような表現としています。</p>
131	第26条関係 (教育)	②14	* (意見)障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるために、教育を推進することが広く社会への理解につながるため、積極的に推進されることを期待する。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
132	第26条関係 (教育)	②14	「障害」の有無にかかわらず、児童生徒が地域でともに学び、ともに育つインクルーシブ教育のためには、環境整備や人的配置などさまざまな課題があります。この条例の趣旨が十分に反映され共生社会の実現にむけた施策が講じられることを求めます。また障害者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるために、教育を推進することがひろく社会への理解につながるため、積極的に推進されることを期待します。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
133	第26条関係 (教育)	②14	「障害」の有無にかかわらず、児童生徒が地域でともに学び、ともに育つインクルーシブ教育のためには、環境整備や人的配置などが必要です。この条例の趣旨が十分に反映され共生社会の実現にむけた施策が講じられることを求めます。また障害者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるために、教育を推進することがひろく社会への理解につながるため、積極的に推進されることを期待します。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
134	第26条関係 (教育)	②14	「障害」の有無にかかわらず、児童生徒が地域でともに学び、ともに育つインクルーシブ教育のためには環境整備や人的配置などさまざまな課題があります。合理的配慮がすべての学校で保障されるような施策が講じられることを求めます。また、障害者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるために、教育を積極的に推進されることを期待します。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
135	第26条関係 (教育)	②14	「障害」の有無にかかわらず、児童生徒が地域でともに学び、ともに育つインクルーシブ教育のためには、環境整備や人的配置などさまざまな課題があります。この条例の趣旨が十分に反映され、共生社会の実現に向けた施策が講じられることを求めます。また、障害者にたいする理解や社会的障壁を取り除くことの重要性に対する理解を深めるために、教育を推進することが社会への理解に繋がるため、積極的に推進されることを望みます。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
136	第26条関係 (教育)	②14	インクルーシブ教育の真の実現のためには、現在様々な学びの場で学んでいる子どもたちに関わるすべての人(教育・福祉・医療・行政等)の連携が不可欠です。環境の整備や人材の育成はもちろんのこと、この趣旨が十分に反映されることを期待します。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
137	第26条関係 (教育)	②14	第二十六条に対して、「障害」の有る無しにかかわらず、児童生徒が地域でともに学び、ともに育つインクルーシブ教育のためには、環境整備や人的配置などさまざまな課題があります。この条例の趣旨が十分に反映され共生社会の実現にむけた施策が講じられることを求める。また障害者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるために、教育を推進することがひろく社会への理解につながるため、積極的に推進されることを期待します。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
138	第26条関係 (教育)	②14	第二十六条の趣旨に、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けること(いわゆる「インクルーシブ教育」とあります)が、学習者はみんな何らかのニーズがあるという前提とすれば、インクルーシブ教育とは、特定のニーズのみだけでなくどんな多様なニーズにも応えることができるような教育システムを作っていくこととなります。そのためには、障害者に対する理解及び社会的障壁の除去に対する理解を深めるためより積極的な教育の推進やこの条例の趣旨が十分に反映され共生社会の実現にむけた施策が講じられることが必要だと考えます。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
139	第26条関係 (教育)	②14	学校現場では、「障がいの有無にかかわらず、児童生徒が地域でともに学び、ともに育つインクルーシブ教育」をめざして日々子どもたちと向き合っています。個々に応じた支援をおこなうことはもちろん、障がいの有無にかかわらず、誰もが対等な関係でつながり合えるなかまづくりを進めています。しかし、インクルーシブ教育に関しては、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における聞き取り調査等においても様々な課題が指摘されているように、現場からも人的配置に関する不満の声があがっています。支援を必要とする子どもたちが増える一方で、個々に応じたきめ細やかな支援をおこなうためには学習支援員さんの存在は欠かせません。子どもたちがなかまとともに安心して過ごすことができるよう、この条例が制定された後には、条例の趣旨が十分に反映され、インクルーシブな共生社会の実現に向けた具体的な施策が講じられることを強く求めます。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
140	第26条関係 (教育)	②14	子どもたちが、障害のあるなしに関わらず、地域でともに育っていく、地域の学校でともに学んでいく。子どもたちだけでなく、そのことを望んでみえる保護者も多いです。また、子どもたちがともに育つかで、障害者に対する理解や社会的障壁の問題に、自然と気づいていくこともあります。保護者や地域の人、関わる全ての人に何らかの気づきをもたらすこともあります。しかし、現状では環境面(施設の安全性への課題や設備の不足等)、人的配置面でも、課題が大きく受け入れがむずかしいところがあります。特に、人的配置の面では、近年の特別支援学級の児童及び生徒の増加により、専門性をもった人員が不足しています。その子に応じた教育や支援が十分できているかは疑問です。一人ひとりの子どもたちを理解し、その子のニーズに応じた支援をしていくためにも、この条例の趣旨が十分に反映され共生社会の実現にむけた施策が講じられることを求めます。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
141	第26条関係 (教育)	②14	障がい者に対する理解を深め、社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるなどの、インクルーシブ教育を推進していくためには、課題があります。「障がいの種類や有無にかかわらず、児童生徒が自分の地域でともに学び、ともに育つことができるよう、必要な人的配置の実現を求める。障がい者に対する理解を進めることは、人権を大切にするということの第一歩と考えられます。社会的障壁の除去の重要性については、障がいは、人ではなく社会にあるということを理解することが大切だと考えます。以上の観点から、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育が積極的に推進されることを期待します。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
142	第26条関係 (教育)	②14	「県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進するとともに、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。 2 県は、前項の施策を推進するため、障がい者である児童及び生徒が在籍する学校の設置者及びその設置する学校、当該児童及び生徒の保護者、地域住民その他の関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。」という条文は、国連の障害者権利条約の趣旨に合致しており、県としてめざすべき方向性を明らかにしている。この内容を絶対に後退させないようにしてほしい。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
143	第26条関係 (教育)	②14	「県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進するとともに、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。 2 県は、前項の施策を推進するため、障がい者である児童及び生徒が在籍する学校の設置者及びその設置する学校、当該児童及び生徒の保護者、地域住民その他の関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。」という条文は、国連の障害者権利条約の趣旨に合致しており、県としてめざすべき方向性を明らかにしている。この内容を絶対に後退させないようにしてほしい。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
144	第26条関係 (教育)	②14	県としてめざすべき方向性が明らかにされており、この内容を絶対に後退させないようお願いする。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
145	第26条関係 (教育)	②14	実際には、障害の有無によって就学先が分けられていたり、専門家の意見が保護者や本人に先んじている現状もあるため、この条項をぜひ実現させていただきたい。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。

○パブリックコメント意見集約表

No	該当箇所	資料1 分類番号	意見(提出された意見を原文のまま掲載)	本委員会の考え方
146	第27条関係 (就労の支援に係る情報の共有等)	①40	県は、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続を図るため、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就労に関する情報の共有及びその適切な活用を図るものとする。 ↓ 県は、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就労に関する情報の共有及びその適切な活用を図ることにより、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続を図るものとする。 以上のように変更してほしい。 障害のある子をもつ保護者の切なる願いは、とにかく「親が亡くなつてからもわが子が生きていける」ことです。また、子どもひとりの人として、その子の目指す自分になれるることを望んでいます。「情報共有」を文末にするよりは、はつきりと「就労機会の確保と拡大、就労の継続をめざす」と末尾にもってくことで、県の強い意志を示してもらいたい。	ご意見のとおり、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続は重要なものであると認識しています。「第4章 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策」の規定の順序については、①施策の目的、②施策の内容とすることで、目指すべき事項とその手段との関係性を明確しているところであり、ご理解いただきたいと考えています。
147	第27条関係 (就労の支援に係る情報の共有等)	②15	* (意見) 障がい者が職場定着を図るために合理的配慮が推進されるようあらゆる企業と関係機関が連携し、情報共有を図ることが必要である。あたり前に障がい者が働く社会をつくるためには、働き続けられる環境整備が求められる。安心して働く労働環境の構築実現のためにも、積極的な取り組みが必要である。	ご意見のとおり、第27条に規定する就労の支援に係る情報の共有等を図ることは、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
148	第27条関係 (就労の支援に係る情報の共有等)	②15	障害者が職場定着をはかるための合理的配慮が推進されるよう、あらゆる企業と関係機関が連携し、情報共有をはかることが必要です。 あたり前に障害者が働く社会をつくるためには、働きつけられる環境整備が求められます。 安心して働くことのできる労働環境の構築実現のためにも、積極的な取り組みが必要であると考えます。	ご意見のとおり、第27条に規定する就労の支援に係る情報の共有等を図ることは、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
149	第27条関係 (就労の支援に係る情報の共有等)	②15	障害者の就労はもちろんのこと、その後の支援についてはまだ法的にも整備が必要だと考えます。特に就労後、その職場に慣れ、安定して仕事を継続していくことが最も現実的で、肝要な課題です。そのためには、全ての企業やその関係機関・団体が密接に連携し、情報交換等を行い、合理的配慮を進めていく必要があります。現代の社会では、障害者が職に就くということは当然であり、今後は「障害」のない人と同じように仕事を続けていくことが求められています。単なる障害者雇用率の上昇だけを目指すのではなく、障害者が不安なく仕事に勤しんでいける環境の整備を実現していくために、積極的な取り組みを願っています。	ご意見のとおり、第27条に規定する就労の支援に係る情報の共有等を図ることは、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
150	第28条関係 (情報の利用におけるバリアフリー化等)	①36	条文の項に「県は」で始まり「務めるものとする」と記載されているが、「講ずるものとする」として欲しい。	条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。条例の運用に当たっては、各施策が効果的に行われるよう、議会として監視していかたいと考えています。
151	第29条・第30条関係 (災害時等における支援・選挙等における投票の支援)	①41	第4章を「障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策」と位置付けており、同章の他の条と同様に「必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」とし、県の主体的な取組について明示した方がよい。	災害時等における避難生活の支援及び選挙等における投票に関する事務は、主として市町が担うこととされており、条例案では、市町での取組が円滑に行われるよう県がサポートすることを規定しています。
152	第5章関係 (共生社会の実現に向けた施策の推進)	①5	* (意見 新規追加) 障がい者家族の支援について 障がい児・者の家族においては、介護等、日常生活や社会参画が困難な状況にあり、就労の継続を含め多くの課題が存在している。障がい児・者を支えながら仕事と家庭を両立できる社会参画を可能とする障がい福祉サービスのあり方や支援体制の整備を図る。	障がいを理由とする差別等に直面することにより、障がい当事者だけではなく、障がい当事者のご家族も苦しんでおられる状況があり、ご家族を含め、権利侵害の防止等を図ることは重要な課題であると認識しています。 条例案では、前文において、障がい者とその家族も様々な差別に直面している状況が存在することを明記しています。 また、障がい者のご家族に対する支援については、障害者基本法第23条第2項の規定に基づき、三重県として適切な支援が行われるよう、議会として求めてまいります。
153	第33条関係 (三重県障がい者差別解消支援協議会)	②16	* (意見) 条例を活かし続けるためにも、当該事案の処理状況の検証を定期的に行ない、県民への周知啓発をすることは効果的であるため、ぜひとも実施を願う。	ご意見のとおり、差別事案の処理状況の検証やその結果の周知は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
154	その他	②17	条例本文について(アクセシビリティ) できればホームページ上で直接読めるように、本文もHTMLで公開してください。 今回的方法では、そのまま印刷して読める人(晴眼者)しか考慮されていないように思われます。 ★なお、今回については誠に勝手ながらこちらのページにHTML化させていただきました。 公の情報であるため問題ないと考えておりますが問題がありましたらお知らせください。 http://zenyoukenmie.web.fc2.com/jourei/2018kenjourei.html	ご意見のとおり、ウェブアクセシビリティの確保は重要なものであると認識しています。 今回のパブリックコメントの実施に当たっても、条例案について、PDF形式のファイルに加えて、ワード形式のファイルも添付し、音声読み上げソフトの利用がしやすいように考慮しました。 また、ご意見を踏まえ、条例案が提出された場合には、条例本文について、HTML形式等による掲載を行うなど、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでまいります。
155	その他	②18	パブコメの募集方法について 国などがやっているように、メールフォームからコメント送信ができるようにしていただければ視覚障害がある方にも書きやすいと思います。	ご意見のとおり、県民の皆さまが意見等を提出しやすい環境を整えることは重要なものであると認識しています。 ホームページから直接意見等を提出することができる仕組みについては、通常のホームページ管理に加えて、独自のプログラムを要するところから、その開発や管理に要する経費等を勘案し、導入の可能性について検討します。